

第四十三回国会 外務委員会 議 録 第二十二号

昭和三十三年六月六日(木曜日)

午後一時二十九分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事 安藤 覺君 理事 正示啓次郎君

理事 福田 篤泰君 理事 松本 俊一君

理事 戸叶 里子君 理事 穂積 七郎君

理事 松本 七郎君

愛知 揆一君 菅 太郎君

椎熊 三郎君 高橋 等君

森下 國雄君 黒田 壽男君

河野 密君 田原 春次君

西村 閑一君 細迫 兼光君

森島 守人君 受田 新吉君

川上 貫一君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

出席政府委員

外務事務次官 飯塚 定輔君

外務事務官 (アメリカ局長) 安藤 吉光君

外務事務官 (条約局長) 中川 融君

外務事務官 (移住局長) 高木 廣一君

委員外の出席者

外務事務官 (國際連合局管 理課長) 太田 正己君

農林事務官 (農政局參事官) 丸山 幸一君

専門員 豊田 蕨君

六月一日

委員愛知揆一君、宇都宮徳馬君、椎熊三郎君及び田澤吉郎君辞任につき、その補欠として中島茂喜君、加

藤鏝五郎君、水田三喜男君及び佐伯宗義君が議長の名で委員に選任された。

同月四日 委員加藤鏝五郎君、佐伯宗義君、中島茂喜君及び水田三喜男君辞任につき、その補欠として宇都宮徳馬君、田澤吉郎君、愛知揆一君及び椎熊三郎君が議長の名で委員に選任された。

同月六日 委員勝間田清一君、帆足計君及び西尾末廣君辞任につき、その補欠として田原春次君、西村閑一君及び受田新吉君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員田原春次君、西村閑一君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として勝間田清一君、帆足計君及び西尾末廣君が議長の名で委員に選任された。

六月三日 日韓会談即時打ち切りに関する請願(坪野米男君紹介)(第三九七九号) 同外一件(石橋政剛君紹介)(第四〇二二号)

同(稻村隆一君紹介)(第四〇七五号) 同(岡本隆一君紹介)(第四〇七六号) 同(加藤清二君紹介)(第四〇七七号) 同外一件(原彪君紹介)(第四〇七八号)

同(湯山勇君紹介)(第四〇七九号) 同(坪野米男君紹介)(第四一〇三三号)

同外一件(中村英男君紹介)(第四一〇四号) 同(八木一男君紹介)(第四一五二号) 同(田口誠治君紹介)(第四一七三三号)

同外一件(矢尾喜三郎君紹介)(第四一九二二号) 同(松井政吉君紹介)(第四一九三三三号) 同(岡本隆一君紹介)(第四二一六号)

同(山中吾郎君紹介)(第四二一七号) 同(稻村隆一君紹介)(第四二五五号) 同(中国交回復及び政府間貿易協定締結等に関する請願(黒田壽男君紹介)(第四〇二二号))

戦時中の中国人強制連行に対する陳謝、釈明及び遺骨送還に関する請願外十六件(黒田壽男君紹介)(第四〇八〇号)

本日(の)會議に付した案件 海外移住事業団法案(内閣提出第九九号) 國際情勢に関する件(原子力潜水艦寄港問題等)

○野田委員長 これより會議を開きます。森島守人君より議事進行の發言を求められておりますので、これを許します。森島君。

○森島委員 議事進行でございますから、きわめて簡単に御質問したいと思います。

出を求めたのでございます。委員長も、前回の理事會において、文書をもつて外務省に要求するという御趣旨でございましたが、その文書とは一体いかなるものでございますか。委員長から外務省に要請されました資料提出に関する文書でございますが、その内容を簡単に示し願えたらけっこうでございます。

○野田委員長 森島委員にお答えいたします。五月十五日の委員會において、森島委員から、米國原子力潜水艦寄港問題についての日米兩國の交渉経過についての資料の提出の御要望がございましたので、理事會を開きまして協議いたしました結果、提出を求めるといふことに決しましたから、私は直ちに口頭をもつて外務省にその経過報告を要望いたしました。したがって、文書をもつていたしたということは言明いたしておりません。経過はそれとおりでございます。

○森島委員 私は、文書でも口頭でもどちらでもけっこうなんです。それに対して外務省のお出しになったものは、昨日外務委員會を通して私たちに配付されましたこの書類でございます。一体これは私の要望に沿ったものであるかないかは常識をもつてもわかりになるかとおり、外務大臣はこういうものをお出しになる上において一覽されたとは思っておりますが、一体こういうものをお出しになるといふことはどういふ影響を及ぼすか、お考え

○大平國務大臣 お求めによりまして、今日までわがほうの照會に対しまして先方の答えがありましたものを取りまとめ出しましたわけでございまして、森島委員の御希望するところは、政府の意見でなくて、客観的に日米間の照會によつて入手し得たものということであると思つたので、私といたしましては、この資料に関しては政府の主観をまじえずに客観的な事實を御報告するというように指示いたしました。つくり上げたものでございます。

○森島委員 それならば外務大臣も非常に誤解をされておるのです。私が十五日に発言いたしましたのは、日米兩國間において交換せられた公文についてでありまして、私は一番先に尋ねましてそのことも明確に言っております。多少私の發言の不備があつたかと思ひますけれども、私の要求しましたのは、日米兩國間において交換せられた文書それ自体でございます。しかし、外務省から出てきましたものは、外務省の執務參考用のレジュメとかいうようなものと同じようなもので、これでは私が委員會を通じて要求いたしました資料の提示にはなっていない。私はきわめて不親切なやり方だと思つて、いいますならば國會をべつ視したようなやり方であつて、これでは原子力委員會においてもあるいは學術會議等におきましても正確なる資料を基礎としてその見解を検討する上において

不十分であると存じておるのであります。私は、あらためまして、これ以上に、日米双方の間でそのつど交換いたしました文書それ自体を資料として御提出方をさらにお願いたします。

私がこの委員会におきまして大平さんの答弁をいんぎん無礼だと批評いたしました、たいへん御不満があったようでございますけれども、私はこういう文書を出すこと自体がいんぎん無礼なやり方である、こう断ぜざるを得ないのであります。第一に、形式におきましては、往復しました文書それ自体になっておりません。第二に、実質に至りますと、さらにひどいのは、おおむねこのとおりだというふうな「概ね」と書いておる。これは主観が入らざるを得ない。私はいまの外務大臣の御説明と食い違つておると思う。外務省の主観が非常に入つておるか、あるいは主観が入らないでも外務省において取捨選択した余地があると思つておるのであります。こういう文書を出すのに、おおむねこうだというのは、国会をばかにしたもはなはだしと私は思つておる。これは国会の軽視であると断ぜざるを得ないと思うのでございまして、御所見がありましたら承りたい。

○安藤政府委員 アメリカ側に質疑し、あるいは何こうから回答がございましたのは、実は正式の口上書とかそういうものでやったものではありませんで、口頭でやって、しかもそれを誤解のないようにするためにトリーキングペーパーでやっております。そして、それは一つの点につきましてあるいは重複してやっているものもございいます。いずれにいたしても、両者間でや

りましたそういったトーキングペーパーの内容とか、及び口頭でいろいろそれについてる問い合わせた点もございます。それから、これに関連いたしまして米側から相当膨大な資料も

もらっております。それらのものを全部取りまとめまして、ことにその米側との質疑の点はできるだけ細大漏らさぬように入れまして取りまとめしたのでこれでございます。「概ね」という字について御意見がございましたけれども、資料の中でいろいろたくさん重複するものもございますし、それからあまり関係がないものもございます。その中でいわゆる概要を取りまとめた点もございまして、こういう字を使った次第であります。トーンングペーパーにつきましては、この両方とも、話し合いの関係上、そのすりものも、話し合いの得ないのは非常に遺憾といたします。そのものを差し上げられないうのはまことに遺憾といたしますが、しかしながら、これはトーンングペーパーでございまして、そのいわゆる口頭の内容を確認するような性質のものであることは御存じのとおりでございます。ただし、その内容につきましては、全部具体的に網羅しておるつもりでございます。われわれのほうを御信

頼願いまして、この資料をごらん願いたいと思います。

なお、この資料にも、最初に申し上げておきますように、いまなお質問をいろいろやっておるところでございます。すけれども、現在までにありましたいろいろな向この回答とかあるいは向この説明、あるいは公表資料のこれにまたのところを中間的にまとめたもの

でございます。
○大平国務大臣 森島さんから御要請
がございまして、私どもとしては可能な
限と忠実に資料を取りそろえて御提出
申し上げたわけでございまして、たい

へんいまのおしかりは私は心外だと思
うのでございます。私どももいたしま
しては、誠実に主観をまじえずに事柄
を網羅して御報告を申し上げたもの
でございます。

○森島委員　私が念願しましたのは、
日米間におけるあらゆる交換公文なり
文書の往復されたものをそのままずば
りとしていただきたいということであ
す。そうしなければ、学術会議等にお
いても問題としておりますが、その点
を解明するのに不十分であるというの
で、各関係機関における検討の上にお
いて正確なる資料を求めたのでござい
まして、これでは私の要請しました資
料には当たりません。その上に、いま
「概ね」ということがございましたが、
これについても、アメリカ局長から御
説明がありましたが、私は、そのまま
出していただくならば、権威ある機
関において十分なる審議をするには不
十分であると断定せざるを得ないので
ございます。トキングペーパーであ
るうが何であるうが、必要な限度に

おいて出し得るものだ、こう私は信じておるのでございます。私は、私の要請に對しまして、こういう人をばかにしたようなものをお出しになる点において、外務省の誠意を疑わざるを得ない。外務省が国会を軽視しておるといふことにつきましては、従来しばしばこの委員会でも問題になりました。他方、私たちはこの委員会において多数派の条約案等の上程されておることは承

知しております。特に、外務省では政務次官が全権としてビルマに行かれた問題に係る賠償関係の問題を急いでほしいというふうな御要請も非公式にはあります。移住事業団法

案につきましても、これに期限を切
て何とかしてくれというふうな御要請
もあるのですが、私は、外務
省において国会を軽視するというこの
態度に反省を加え、これを是正されれ
ぬ限り、私個人といたしましては、ほ
かの法案の審議にもいかなる影響があ
るということを懸念しておるわけでござ
います。法案の審議を促進する上から
言いましても、外務省としてはこの際
際根本的に国会を軽視するという従来
からの独善的な官僚的な風潮を一掃さ
れなければ、私は今後の審議にも
影響があるということを懸念いたすの
であります、特に議事進行に関連い
たしましてこの点外務省に対して警告
を与えておきたいと存しておるのでござ
います。御所見でもございましたら
伺いたいと思います。

○大平国務大臣 はなはだ心外でござ
います、私どもは、国会を軽視するもの
どころか、国会に対しまして正確な
データを出すべく最善の努力を尽くし
たつもりなのでございます。トーン

グベーパーのかっこうになっていないからいけないという点が御指摘の問題点だらうと思うのですが、相手国とのトーキンググベーパーを相手国の了承を得ずに出すというようなことはいかがかと存じまして、この内容には全部事実は事実として網羅いたしておるわけでございます。国会の御審議に支障のないようにいたしておるつもりでございます、決して国会を軽蔑

持っていないわけでありませう。

○森島委員 これは主観の違いと私は
思います、その主観の違いにもう一
度思いをいたさしまして、国会を軽視

するような結果になる。こういう文書の取り扱い等については、下僚に対しても嚴重な警告を与えていただきたいと存じておるのでございます。

それから、トリーキングバー等については、アメリカ側の了解も得なければ出せぬというお話でございますが、これは私ある程度了解いたします。しかし、私が資料の提出を求めましたのは五月十五日でございますから、すでに三週間を経過しております。その三週間の期間内においては、アメリカ側との了解をつける必要のあるものは優につけ得るだけの時間的余裕があったと思つておるのでございまして、私は、最後の結論が出ないという中間報告として出してよろしいという外務大臣の言明を信頼しておつたのでございますが、その点において私ははげなはだ遺憾に存じますので、今後とも嚴重にやつていただきたい。

これは非常な重要な問題である。日本の安危に関する重要な問題と申してはも差しつかえないのでございますか。

ら、このアメリカ側との間に取かわれた文書、その他関係のある文書は、外務省の主観的な立場から取捨選択等を加えないで、そのまま委員会を通じてすべてお出しを願いたいのでございます。この点重ねて委員長にお取り計らいをお願いいたして、私の質問を終わります。

○大平国務大臣 最初森島さんから御要請がございましたのは、照会いたした

ましたアメリカ側とのトーキングペーパーそれ自体というように私は理解してはなかつたのでございます。照会いたしまして今日まで確認し得たことをそのまゝ御報告申し上げれば足りると思はれておりました。私は特に事務当局に何らの主観を交えずに客観的な事実それ自体を国会に御提出申し上げるようという趣意を厳重に指示いたしました。このことは、国会の御審議にあたりまして、政府の主観が入つておるといふことでは、要求者といたしましても御不満のことは重々承知でございますので、私はそのように配慮したつもりでございます。いま御指摘のような不心得は私は何らなかつたのでございます。しかし、いまこれではでんでん威風凛々たる審議はできないということでございまして、トーキングペーパーならトーキングペーパーそれ自体を出せ、こういう御要望でございまして、なるべく検討してみます。

○森島委員 私、もう一言加えたいと思いますが、検討してみたいとお話でございますけれども、これは、日本側からどの点をどういふふうに関心するだろうと思ひますし、向こうからどういふ返事をしてきたということも問題になると思ひます。交換された公文が、ありますれば、それをそのまゝ、トーキングペーパー等につきましてもできるだけのまゝ、こつちのトーキングペーパー、向こうのトーキングペーパー、そのまゝお出しにならなければ、日本国民の安危に関する重大問題ですから、国民にも納得を与えることができないのじゃないか。われわれの心配しておるのも、日本の安全とい

う点に重点があるのでございますから、関係の書類はそのままお出しになることを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○野田委員長 国際情勢に関する件について調査を進めます。

戸叶里子君。
○戸叶委員 私は、まず最初に、ただいまの森島委員の質問に関連しましてお伺いしたいと思ひますが、今回出された原子力潜水艦寄港に関する中間報告というものは、これは全く私たちが国会を侮辱したものだと言わなければならぬと思ひます。

〔委員長退席、福田（篤）委員長代理着席〕

なぜならば、こういうふうな問題はすでに外務委員会等においてもお話がございますが、私たちがお伺いしたいのは、政府がどういふ質問をして、そして相手方がどういふ答弁をしたか、こういうふうな質疑のやりとりの中から、一体どういふふうな態度であるかというふうな問題、その他いろいろ問題をお話したいと思ひます。今度、何かわからないような文章で、英文を日本語に直したものであるかと思ひましたら、先ほどのお話を聞いておきますと、そうでもなくて、お話を合したもののなかから抜粋してきたんだというふうなことになるのでございます。この文章をお書きになった人は一体どういふ日本語を習っていらつしたのだらうかとさへ私は思ふなければならぬような文章だと思つております。もう少しはつきりした質疑のやりとりというものをもう一度出してもらいたい、こういうことを先ほど森島委員からお話しになりましたのに対して、考えてみますという大臣の御答弁でございましたので、ぜひともこれは国会に参考資料として出していただきたい、こう思ひますが、外務大臣、だいじようぶでございませう。

○大平國務大臣 外交上のいろいろな折衝の経過、その文章、用語等にわたりますと詳細にわたつて国会にその国の政府が御報告を申し上げるといふことが、外交上の慣例としていかなるものか。これは、先方の了解を得てやるのでございまして、その限りにおいては外交上の信義を破ることはないと思ひますが、御要求のように、これは文章になつていないといふことでございしますけれども、私も汗かいて真剣にやつた問題でございします。そして国会の御審議に役立てようと思つて出したものでございまして、決して、国会を侮辱するとかいふようなことは、先ほど森島先生にお答えしたように、毛頭ないのでございしますから、その点は戸叶さんもひとつ御了解いただきたいと思ひます。

それじやどの程度までのものをこれにつけ加えて出し得るかということにつきましては、なお検討をしてみます。

出していただきたいと思ふわけです。そこで、質問に入りますが、原子力潜水艦の寄港問題につきましては、一昨年池田さんがアメリカに行つたときから昨年は防衛庁長官がいらしたときにお話があつて、いよいよこの初めにライシヤワ大使から正式な申し出があつた、そういうふうな政府がいままで説明してこられたわけでございますが、そこで、今回の問ひ合はせに對しましての中間報告をこに出されておりますが、政府は、安全性についても、それから万が一の損害が起きた場合の補償についても、この出された中間報告でもういいんだ、これだ、だいじようぶなんだというお気持ちであるのか、それとも、これはこれまでの質問であつて、今後においてもなお質問を続けなければならないと思ひます。この点を伺いたいと思ひます。

○大平國務大臣 これは、ここに書いてありますとおり、いまだに入手し得た中間報告でございします。現に若干照会いたしておることもあるようでございします。そういう性質のものでございします。

○戸叶委員 そうしますと、いま大臣のお話によりまして、これは中間報告で、いままな折衝しているものがある、こういうことでございしますね。それが回答があり次第、やはり国会にもう少し誠意のある形で出したいだけますね。

○大平國務大臣 もとより国会に御提出申し上げるつもりです。

○戸叶委員 次に伺ひたいのは、今度の発表を見ておきますと、ずっと

アメリカは安全だと思ふわけですが、これを私たちが読んでみて、一体どこが安全なのか、少しもわからないわけなんです。そこで、こんな資料では、日本とアメリカとの政府の間では、アメリカが安全だと言ふんだからこちら安全でしようといふて何とかがまかせるかもしれないけれども、国民はなかなかそうはいかないと思ふのです。やはり、これを見れば、ああしますこれはわけのわからない不安全なものだといふふうな疑問を持つてくる、不安を持つてくると思ひますけれども、こういうふうな盛り上がりが出てくる国民の声というものを私は率直にお聞きにならないといけないと思ふのですが、この点はいかがでしようか。

○大平國務大臣 私は、国民の一人一人が原子力科学者ではないと思ふのです。それからまた艦船工学の御専門であられるわけじゃないわけではございまして、こういう問題につきましては、やはり、御専門の方々の意見も聞いて安全性を確かめてまいらうといふことを通じて、十分精通されてない国民が御理解をいただくようにしなければならぬと思ふのです。そこで、国民は御専門の方ばかりじゃないという前提で、戸叶先生みたいな権威のある方が、これは不安だ不安だといふことをやられること自体が、相当国民に影響があると思ふのでございします。私も何ら主観をまじえずに客観的な事実として御提示申し上げておるわけではございまして、こういうのを国民に読んでいただき、国会でも御検討いただきまして、これについてなお究明すべきもの

があつてこれはどうだという御意見があれば、私のほうもこれを取り上げて検討いたしますが、私は、国民の不安がますます高まつておるといふようにもとつておりませんで、国民自体は私にそんなに御専門の方ばかりじゃないと思ひますので、そういうことでなくて、いま問題になつておる原子力潜水艦の寄港問題というものをそれ自体につきまして、国会のレベルにおきまして、あるいは政府部内で最善の検討をするという万全の態度でいきたいと思ひつております。

○戸叶委員 大部分の国民といひますか、いま非常にこの問題に関心を持っております。そして、大臣は、国民は何とか納得してもらへそうだとおっしゃいますけれども、なかなかそうじゃないわけですね。ことに、この原子力とか原子炉といふものはやはり何といつても専門家の意見を聞かなければならないと思ひます。だといひますと、やはり国民のたよりにするのには科学者だと思ひます。そうすると、科学者の人たちは、その安全性といふものを研究するには、どうしても原子炉の構造とかあるいはその中のいろいろな問題を知らなければ、安全であるかどうかといふことはわからないわけですね。そこで、科学者は自信がないわけですね。今度の原子力潜水艦の寄港に対しては、こういう自信のない科学者、そういう人にたよらなければならぬ国民なんです。当然国民としては不安で不安でしかたがなくなるでしよう。こういうふうな面から考えまして、いかに政府が、政治的な面から、これは安全なんだ、アメリカが安全なんだと言ふからいいんだといふことを

おっしゃつても、国民のたよりにする科学者も、そして国民も、不安の中においてこういうものの寄港を認めるというものは、なかなかできないのじゃないか。政治といふものは、もつと民の声を、そしてまた専門家の声といふものを聞いていかなければいかぬのじゃないかと思ひます。科学者にしては、アメリカがこう言うたから信用しなさいといふて信ずるような科学者であつたら、これはおよそたよりにならない科学者だと思ひます。科学者は、やはり、自身独自の形で科学的に研究して、安全であるかどうかといふことを見なければならぬと思ひます。そういう点から見ましても、私は、今日科学者も納得できないで、政府だけが政治的にこれをやらせようといひます。ちよつと無理ではないかと思ひますし、国民の声もたんだんといふ不安なものを寄港させるべきでないといふことになつてきておりますが、もう少し科学者なり国民の声を外務大臣は聞いていただきたいと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○大平国務大臣 科学的真理に二つはないと思ひます。アメリカに通用する真理が日本に通用しないはずはないと私は思ひます。しかし、日本の科学者がみずから手で安全性を検証しないと安心できないといふ科学者の気持ちもよくわかります。したが、いまして、私も、いままで寄港している国々ではそういう問題はないと思ひますけれども、日本につきましてはこういう問題があるわけでございますから、これは政治として無視できませんから、したがって、科学者の御意見を聞いて、ただすべきところをただして

きて御報告申し上げておる次第でございます。ただ、たびたび申し上げておりますように、軍艦でございますから一つの限界があるといふことで、その限界の領域の軍事機密の中心に至るまでみずから手で究明しなければ承知はできないなどというものは、私は国際慣例を無視したわがままであらうと思ひます。この点は、科学的良心から申しましてよくわかりますけれども、国際慣例もまた御尊重いただかなければならぬと思ひます。

○戸叶委員 科学者が科学的良心に忠実であるといふことは、私は当然なことだと思ひます。また、そうでなければ、私は非常に困る問題だと思ひます。したがって、こういうふうなことに對して、政府が、それも認めるけれども、しかし外交上の問題も考へてくれといふふうな形であつては、これはちよつとといふ問題が残ると思ひます。日本の外務大臣なんですから、むしろ、日本の科学者の良心といふものを総動員して、科学者の良心といふもの

に忠実であるその人たちの意見にもつと耳を傾けていただいて、そうして、よく話し合ひ、よく調査をしていかなければ、大きな問題が私は残つてくると思ひます。ですから、いま何もこのアメリカの基地を海の底に持つてきたり空に持つていったり核兵器を持ち込むといふような危険のあるといふ問題を無理にやるべきではないといふふうに私は考へておるわけでございますが、まあ外務大臣のお考えとはちよつと違ふようございまして、あとからまたその問題については追及したいと思ひます。

○大平国務大臣 放射能損害を含むことは当然のことだと思ひます。○戸叶委員 放射能損害を含むことは当然ですといふのは、どういう意味ですか。○大平国務大臣 原子力による災害といふものの本体は放射能による被害だと思ひますのでございまして、この損害賠償の問題はそれを含まなければ意味がないと思ひます。○戸叶委員 そうだとしますと、物理的損害についてはアメリカの三つの法律によつて何とか損害を補償するといふようなことございしますが、これは放射能による損害に対する補償にはなつていないはずで、これは事故が起きた場合の事故に対する補償であつて、放射能の中まで触れておらないと思ひますが、いかがでございしますか。○大平国務大臣 その事故といふのは、放射能による事故も含んでおります。

です。私たちの一番心配するのは、アメリカの戦略戦術といふものも問題で、すけれども、さらに国民が不安に思つていふことは、事故によつて起きる放射能の災害といふものに対してはどうなるんだらうといふことで、それには何も触れておらない。この点については一体お話し合ひになつていふのかどうですか。今度の中間報告には何らそれに触れておらないようございしますけれども、そういう問題についてはお話しになつたかどうか、この点も伺ひたいと思ひます。

○戸叶委員 そうなつてまいりますと、よけい問題が出てくると思ひます。アメリカの三つの法律、物理的損害に對しましてはアメリカの公船法、海

事請求解決権限法、そうしてまた外国請求法という三つの法律によって補償がされるようになっておりますけれども、その内容を見ますと、最後はアメリカの国会の権限というものがあつたわけでございまして、日本から交渉しても向こうがはいと言わなければそれに応じられない問題や、それから金額が非常に少ないという問題、ちよつと見ただけでそういういろんな問題があるわけであつて、いましるされて

いるような金額でもとて放射能の災害なんというものはカバーできる問題じゃないと思ふのです。したがって、私も、これを見ただけでも、一体根本的な放射能というものの災害を考へてゐるのかいのかというのを考へるのですけれども、今度の原子力潜水艦の寄港によつて決して放射能の災害を受けるような事故は絶対にないという、そういう前提で外務大臣は今度の寄港をお認めにならうと思ふのですか。この点を念のために伺いたいと思ふます。

○大平内務大臣 それは、主観をまじえずに、現行の損害補償制度はどうなつておるかということをごにらして提出したわけでございまして、私どもは放射能の災害というようにことが起こることはきわめて少ない確率だと思ひますけれども、万一の場合を考へまして、原子力の損害というもののついでに補償制度はどうあるべきかというのを当然政府としては考へなければいかぬこととてございまして、現行の制度のもとにおきましてはこのようなことになつております。それで満たされぬものはどうかということになりますと、これは政治の問題になると

いうことは、私もたびたび申し上げておるとおりでございます。

○戸叶委員 そうしますと、ここに出されておりますアメリカの補償する三つの法律につきましては、あとの機会にもう少し、先ほどお願いしたような資料が出たときに質問したい、こう考へるわけでございます。

そこで、もう一点伺ひたいことは、今度の原子力潜水艦の寄港にいたしまして、F105Dジェット機の板付配属にいたしまして、政府はこれに對してはつきりと、核兵器の持ち込みでないからこれは事前協議の対象にはならないんだ、こういうふうに言われているわけでございます。そうしますと、今回アメリカから原子力潜水艦の寄港を申し入れてきたのは、どこかの条約の何かによるものでしょうか。それとも、単に国民感情を考へてアメリカが申し入れてきたのだというふうにお考へになるのでしょうか。この点をはつきり答へていただきたいと思ひます。

○大平内務大臣 日本の国民感情を考へての政治的配慮だと思ひます。条約上の問題ではございません。

○戸叶委員 そうしますと、政治的配慮であるということでございます。そこで、私この際はつきりさせておいていただきたいことは、日米間の安保条約による地位協定の五項三項というのがあるのですけれども、これには別に關係はないわけですか。これはどういふことかといふと、合衆国及び合衆国以外の国から合衆国がチャーターした船舶とか航空機で合衆国によつて合衆国のためにまたは合衆国の管理のもとに運航する船舶とか飛行機

についての項目でございまして、そういう船舶あるいは飛行機が日本の港に入るときは、通常の状態では日本に通告しなければいけないというふうにしてありますけれども、これには該当しないわけでしょうか。この点を念のために伺つておきたいと思ひます。

○中川政府委員 アメリカの原子力潜水艦が日本に入る場合には、当然いま御指摘になりました地位協定第五項三項と關係があるわけでございます。したがつて、普通でありますならばこの五項によつて日本に通告するだけであつてこれらわけでございます。しかしながら、特に原子力を利用する船であるというゆゑに、ただいま大臣からお答へになりましたように、政治的配慮から日本にいろいろ相談してきておる、こういうことでございます。

○戸叶委員 そうしますと、この五項には關係があるということですね。条約局長、そういうことですね。

○中川政府委員 五項に關係あるわけでございます。もつとも、施設・区域として指定された日本の港に入りまふ場合は、三項よりもむしろ第五項第二項によりまして自由に日本に出入することができるといふ規定がございまして、施設・区域である港についてはむしろそのほうになるかと思ひますが、いずれにせよ、合衆国の公船につきましてはこの第五項が適用になるわけでございます。

○戸叶委員 私どもは、残念なことに、安保審議のときに審議を打ち切られまして、大切な地位協定というものの審議に入れなかつたわけでございます。そこで、この問題をいろいろ議論するひまがなかつたわけですから、今

も、この五項に示されているのは、合衆国または合衆国以外の船舶及び航空機とあるわけですね。船舶及び航空機の中に軍艦とか軍用機というものは入るのですか。

○中川政府委員 これは、合衆国の船舶あるいは合衆国が用船しておる船舶あるいは航空機ということでございます。要するに、いわゆる公船でございます。要するに、国家が所有したものは管理しておる船ですから、その中でも一番大きな部分としては当然軍艦があるわけでございます。しかし、要するに、軍艦以外の目的に使うものでございまして、政府が所有あるいは管理しておる船はこの条項が適用になるわけでありまふ。

○戸叶委員 私はこの機会にやはりはつきりさせておいていただきたいと思ふのですが、そうしますと、軍艦とか軍用機という言葉は条約上は使われないで、こういうふうな取りきめをする場合には合衆国の船舶とか合衆国の飛行機と言ふだけでいいわけですか。これは、英語では、ヴェッセルズとかエアクラフトという字を使つて、別にウォー・シップとかそういう字を使つていませんけれども、そういう字を使つていなくても軍艦や軍用機というものはみんな入るといふふうに条約上解釈してもいいわけなんですか。

○中川政府委員 条約の条項の書き方でございますが、いま問題になつておる地位協定の第五項におきましては、単に軍艦、軍用機だけではなく、アメリカの政府が管理し運航するもの、合衆国によつてあるいは合衆国のために管理し運航されるもの、こういうふうな広いわゆる公船というふう

に定義できると思ひますが、広く公船についての日本の港への出入の権利を認めておられますので、したがつて、軍艦とか軍用機という言葉を使つていないわけでございます。その条項の目的によつて、あるいは軍艦、軍用機という字句を使うこともございまして、しかし、この当該条項では、いま申しましたように公船について規定しておる。公船の一番多い部分は軍艦でございます。

○戸叶委員 そうしますと、その場合に、やはり指定された港、基地以外は許されないわけでございますか。

○中川政府委員 この第五項をこらんにしましては、施設・区域に入るものにつきましては第二項に規定してございまして、これは出入する権利をはつきり認めております。したがつて、この規定から申しますれば、日本政府に斯かることなしにむしろ出入を自由にできるといふことになるわけでございます。しかしながら、施設・区域でない日本の港に入りまふ場合は、第三項によりまして通常の場合は日本国当局に適當な通告をしなければならぬと書いてありますので、原則として事前に通告することによつて入つてくる、かようなことになつております。なお、施設・区域以外の港で日本の港に入つてまいります場合は、付属の合意議事録によりまして、原則として開港であるという規定になつております。大体においては開港に通告をして入つてくる、こういうこととてござい

ます。

○戸叶委員 いまの地位協定の五項との關係は、条約上の解釈は一応わかつたわけですが、そうすると、今

後におきまして、いま交渉をしております交渉の内容というものをまとめた場合に、大平外務大臣にお伺いしたいのですが、それを交換公文を取りかわすか何かの形をとって、その後で寄港を認めようとするわけですか。この点の手續の問題だけを伺いたいと思います。

○大平外務大臣 いま中間報告を出し、なお照会中のこともございますので、そういったものがそろった上で、そういった問題をどのような締めくくりにするか、考えてみたいと思います。が、いまのところまだ考えていません。

○戸叶委員 私はこれだけで質問を終わりますが、先ほどから伺っておりますと、公船というものの原子力潜水艦等の問題もありませんし、それから、今回の原子力潜水艦というものは核装備ができないのだということを言われておりますけれども、私どもが聞いた範囲内におきましては、サブロックなどを積んでくる。そうしますと、知らない間に通告だけで日本の港が核装備しているというふうな場合もあり得るわけでございます。こういう点を考えてみましたときに、政府が言うように、核装備をしないのだ、核兵器を持つときには事前協議の対象にするのだと言ったところで、通告だけで知らないうちに核基地ができていくというふうなこともあり得るわけでございます。こういう問題をならみ合おせてみましても、外務大臣にどうかこの寄港の問題だけは慎重に考えていただかなければならないと思っております。ことに世論の声にも耳を傾けていただきたいと思ひます。

私は、この報告書の内容の一々について

きましては次の機会に、次の形で出されたものについて質問させていただきます。ことをお約束いたしました。きょうはこの程度で次の委員に譲りたいと思ひます。

○福田(篤)委員長代理 穂積君。

○穂積委員 きょうは時間もありませんが、私も関連して原子力潜水艦寄港問題についてお尋ねしたいと思ひます。

先ほどから森島委員並びに戸叶委員から申されたように、私どもが国会の権威において政府に提出を要求いたしました文書というものはここに示されたような新聞・雑誌その他のスクラップのようなものではなくて、あるいはまた、原子力委員会がアメリカの政府に対して証言をした証言というふうな内容のものではなくて、日本政府の責任において向こうにいかなる点を質問したか、それに対して向こうの政府が日本政府に対していかなる責任のある回答をしておるかという問題が大事なことです。これについて外務大臣は検討するということでございますけれども、この問題に対して国会すなわち国民が政府の寄港を許可することに對して可否を判断するについては、どういたしましても責任のある文書が必要なのですね。そういう意味で、これは検討の余地はないのであつて、これを国会を通じてぜひ国民に示して、そして国民の持つておるすべての不安に十分答える、納得を得なければならぬというものが民主主義政治の当然の外交の方法ではないかと思ひます。ですから、ぜひともお出しただきますように、私は国会の名において要求したいと思ひます。それに対して、もう一ぺん

恐縮ですが大臣の答えをいただきたいと思ひます。

○大平外務大臣 さつきも森島さんにお答えいたしましたように、いままで原子力潜水艦が寄港した国からはこういう照会がアメリカにないのですけれども、日本側でいろいろな問題が出ておりますので、私どもとしては可能な限りその不安を解消すべく努力するた

めに照会をいたしておるわけでございます。ただいままで照会いたしました入手し得た客観的な事実を御報告申し上げたわけでございます。これでは審議にならないとおっしゃるのでございませうけれども、私は、賢明なる国会の方でございませうから、私どもが誠心誠意手続をとって、客観的な事実として、主観をまじえずに御提示申し上げたものは、お取り上げいただいて御検討いただけるものと思つておるのでございませうけれども、しかし、それもまかりならぬということ、何かトーキングペーパーそれ自体を出さなければ審議しないというふうなおことばでございますが、こいねがわくは、私どもの気持ちをおくみとりいただきまして、これを、主観をまじえない、客観的なままに入手し得た事実であるというふうにおとり願ひたいのであります。さらにトーキングペーパーの形でなければならぬということでございます。先ほどお答えいたしましたように、よくよく検討させていただきます。かたがたと思ひます。

○穂積委員 大臣は私どもの趣旨をすなおに理解しておられないと思ひます。問題は、安全性が客観的にあるかないかをこちらが手探りで調査するのが目的で言っているのではないのです。日本政府が国民に対する政治的責任を持つておつて、そして、いかなる点について向こうの要求をし、あるいは質問をしたか、それに対して向こうがいかなる答えをしているかというところが問題なんです。向こうというのは、アメリカの政治的責任者です。それが問題なんです。といひますのは、いま最後に戸叶委員も尋ねられましたけれども、これを許可するならば許可するという場合に、そこへ何らかの問題が起きたとする。いろいろな外交上の問題、政府がいままでわれわれにお答えになりましたような範囲を越えた、すなわち、日本がアメリカの極東における核体制の中に巻き込まれる結果になった、あるいはまた向こうがよこした安全性の資料というものがあやまちであり、あるいは不慮の事故のために被害が生じたというふうな場合に、一体何を根拠にして向こうの政治的責任は問うのでございませうか。そうすると、いままで討論いたしましたトーキングペーパーについては、口頭によるものにしても外交上の責任は免れな

いわけでございますから、それらについて向こう側の責任を明らかにしておくことが必要なんです。それが何になしに、事が起きましたときに、あとになって何らかの責任を持つべき文書または口頭における責任のよりどころがないということでは困るわけですね。国会もそれを何ら把握しないです。国会もそれをおろそかに審議をしたというのでは、国民に対する責任は果たされなかつたと思ひます。そういうわけでございますから、これを国民に発表しない、そしてまたフリートキ

ングの中で相手に責任も政治的なオブリゲーションも負わせない、そしてうやむやの間に入港を許可するというお考えですか。そういう場合もあり得るわけですか。いまのお話ですと、必ずしも責任のある文書の交換もしないようには伺える。あるいは口頭でもけっこうですが、向こうの政治的責任者が日本政府の責任者に対して、ちゃんとした、あととのために基準になるようなよりどころになるような文書または約束というものの取りかわしが必要ならばならぬと思ひます。それなくしてこういう重大な問題を通そうというふうなことは、これははなはだしく政府の態度は誤つていて私は思ひます。われわれの要求は決していやがらせではありません。私は当然明らかにすべき点だと思ひます。ですから、いままでのトーキングペーパーであつて口頭であつて、あるいは文書であつてとを問はず、政府の責任ある者が折衝して、そして向こうがそれに対してと

○大平 國務大臣 いままでの照会を通じて明らかにしましたことを中間報告の形で御提出申し上げたわけでございます。このデータにつきましては、政府が全責任を持つのは当然でございます。これは責任をとらない書類であるというようなことは毛頭考えておりません。一〇〇％責任をとります。

○環境委員 これは政府が日本の国会に出した資料にすぎない。アメリカはこんな文書に責任を持ちません。事が起きたときに、個人または日本の政府がそれに対する責任を追及したときに、こんな文書で向こうが責任を持ちますか。六月五日日本政府が国会に報告した文書なんというものを、これをわれわれがたてにあって、こういうことを君は言っているけれども間違ったじゃないかということで責任追

及する根拠になりますか。こんなものはなりませんよ。それを私は聞いている。日本の政府並びに国民として、アメリカの政治的責任者に対して責任を問うことができる確たる基礎になる文書または記録というものを、約束ごとをはっきり明らかにしておくことが必要であるということを私は言っているのです。そこが焦点なんです。われわれが文書を要求しているということとは、ただ安全性に対してその資料がど

〔福田篤〕委員長代理退席、委員
長着席〕

○大平國務大臣 本来、この問題につきましては、穂積さんのおっしゃる通りに、許可するとか許可しないとかいう問題ではないのでございまして、日本の国民感情を考へて、政治的な配慮から日本に相談があつたことでございします。そこで、安全性等について疑点があるから、ただすべきところはただだして、先方の公式の見解を取りまとめ、ここに出したわけでございます。外務省はこれに対して政治的責任をとることは当然でございします。ただ、あななたが言われるような、補償の問題等につきましてはこの文書で責任をとるといふような、そんなことはできないことは当然でございまして、これは、一番最後にもありますように、現行の制度がどのようなになっているか、アメリカ側の解釈も伺つて、こうなっておりますというところで、損害補償等につきましては当然有権的な法律の根拠が要るわけでございまして、これは当然のことと思ひます。

○機軸委員 向こうの政府の政治的責任は、一体今度の交渉の過程でどこから出てくるのですか。何を根拠にしていこうとするのでしょうか。その責任を負い合うという根拠がまだできていないでしょう。それを言っているのです。アメリカ政府と日本政府の間におけるはつきりした約束ごとを立証する、そういう基礎が必要なんです。契約書もないものをもって、あと責任を追及しようというても、これは国内における

隣土士の借地借家ですらできない。まして、外交上のことについて、日本の政府または国民が考えておったことと違つた結果になつたということに対して相手の無責任を追及する場合に、われわれは外交上の根拠になるようなものは何も持っていないのです。持つていないでしよう。それがあんなら出しになつたらどうですか。そんな無責任なことはやっておりますと、いままなたはたなかを切られたのだからそれなら、相手の責任をいつでも追及のできるような、一体そういう客観的な文書なる約束ごと、——口頭でもけつこうですが、約束ごとは、何月何日だれがどういう発言をして、向こうの政府の何を代表してちゃんと日本政府に公約をしたかという点を、記録でいいから明らかなに記したいたしたいのです。それを私どもは要求しているのですよ。森島委員が三週間前の委員会です。要求されましたから、私は、それに關連して、先週の委員会では、ぜひその交渉の経過の責任の明らかになる文書並びに経過を報告してもらいたいと言つたら、よろしいと言われたじゃありませんか。先週の水曜日に。その点を私は問題にして聞いているのです。ですから、これは前の戸叶委員の御質問に対しても関連いたしますけれども、当然のこととして、日本政府並びに日本国民に対してアメリカ政府が政治的責任を持つているという点をはっきり立証する文書または交渉の事実をこの際国会に明らかにしていただきたい。伝え聞くところによると、国会中にはうるさいから国会が済んだらばたばた許可をししてしまおうという腹の中であるようですけれども、そういうこと

であるならば、ますますわれわれは不安を持つわけです。やるなら堂々と国会中におやりになったらどうですか。また、国会が終了してでなければできないならば、そのときには臨時に委員会その他はできるわけですから、緊急措置をおとりになって、むしろ国民のすべての人の納得のいくような方法をとることが当然だと思うのです。その当然な審議のための材料すら、便々と、この二年にわたってやりながら何ら国民に示されていない。要求してもなお出さない。アメリカの政治的責任を問うておるのです。だれがどこで証言したなんということは、われわれ聞いているのじゃない。アメリカの委員会のだれか、あるいは兵隊のだれかが

どこかの委員会や議会で安全であると証言したなんていう、そんな新聞の報道のようなことを聞いているのじやないです。当然じゃないでしょうか。

○大平国務大臣 この問題は、先ほど申したように、条約論ではないので、政治的な配慮から事実上相談があったというところでございますが、安全性についてどのように見ておるかという点について照会をやりまして、先方の公式な見解を取って、これを御審議いた

でございます。この香港問題についての政治的責任は当然政府にあるわけでございます。私どもも多数の国民の支持を得ておるわけでございますから、鶴積さんが御心配されるまでもなく、私どもは一〇〇パーセント政治的責任をかけてせっかく配慮をいたしておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、この問題をどのような始末をつけるかの形式の問題でございます。

います、これは、いませつかく照会しておる途中でございますから、こういったものがみなそろった上で考えてみたいと思って、いままだ考えておりません。

○稟議委員　それでは、その問題だけにとられておりますとあとの質問者にも迷惑かけますから、私は二点について議員の立場から政府に要求をして御答弁をいただきたいと思うのです。

一つは、いままでの政府間の交渉の中で、日本政府はいかなる点について疑点を持ち、いかなる点について質問をしたか、あるいは要求をしたか、それを記録に従って文書で出したかどうか。そして、それに対して向こうから一体いかなる責任を持った者がそれに對していかなる回答をしたかというところ。これによって責任の所在を明らかにしたいと思えますから、これはぜひ、中間でもけっこうですし、中間あるいは交渉の進展に伴って随時出していただくように要求をいたしたいと思えます。

もう一点は、最後にこの問題を締めくくられますときに、拒絶するならばそれでけっこうですけれども、政府のいままでの意向のように、これを許可するというのでありますならば、ちゃんとした相手に責任をあとになつて明らかにせしめるような手続、議事録でも交換文書でも、その形式はあとで検討するとして、内容としてはぜひそれをやるべきであると確信をいたしますから、これもぜひそういう方法で締めくくりをされるように要求をいたしたいと思ひます。

その二つについて大臣の御答弁をいただきます。と思ひます。

○大平国務大臣 第一点につきましては、先ほどお答えしましたとおり、経過を国会に出すということにつきましては、一ぺん考えてみたいと思ひます。どの程度までは出せるか、先方の了承も得なければなりませんから。

第二点につきましては、いまはともかくこういう究明をいたしておる段階でございまして、その段階になりましてまた考えてみたいと思ひます。

○樺山委員長 続いてお尋ねいたしますが、政府は、これらの回答に就いては、いままでも多くの資料または交渉の中で説明を受けておられるというのですが、なお交渉を続けられるということだが、どの点についてまだ疑点が残っております。いままでの回答の中でございましょうか。これが完全に十分でございましょうか。これが完全に十分でございましょうか。いままでの回答の中で

不備と思われる点はどういうことでございましょうか。これが完全に十分だというならばイエスカノーか結論を出すべきであつて、まだ出せないというならば、まだ疑点が残つておるに違ひない。その疑点が残つておるのとは何と何であるかを明らかにしていただきたいと思ひます。政府が考えておるところでございましょうか。

○大平国務大臣 照会の段階で、どういふ内容の事項について照会しておるか、は申し上げられませんが、入手できましたならば、あつた時点においては当然御報告申し上げます。

○樺山委員長 ちよつと聞えませんでしたから、もう一ぺん……。どういふ点ですか。

○大平国務大臣 いま照会中のことが参りますれば、またそれを取りまとめ御報告いたしたいと思つております。

○樺山委員長 どういふ国会に報告するといふ大體のお約束をなすつたようですから、何を一体聞いておられるか、いま聞いておられる点はどういふ点についてですか。何についてでございましょうか。何についてまだ質問中なんですか。

○大平国務大臣 ただいまそういうことを申し上げる段階ではないと思つたので、それは照会して、参りましたらまた御報告します。

○樺山委員長 向こうの回答の内容はあつていいですよ、回答がなければできませんから。しかし、今度の問題については秘密も何もないじゃないですか。国民がすべてが必配しておつて、公然たることです。だから、政府として

は、その国民の意向を聞いてやるんだと言つておられるのですから、国民の心配しておる点について何と何についても政府は国民の意向を代表してアメリカ側に質問をしあるいは回答を求めおるのですか。何の問題ですか。向こうの答への内容は、答へが出てからでなければ報告できないでしょう。日本側が今取り上げておる問題は、文章あるいは口頭で詳細に向こうのしやべつたこと書いたことを全部ここで直ちに答へると言つておるんじゃない。どういふ問題についてまだ検討中であるか、質問中であるか、回答を求めておるのか、それを明らかにしていただきたいのです。

○大平国務大臣 政府部内でよく相談いたしまして、安全性等に関連して若干の照会をいたしております。参りますればまた御報告します。

○樺山委員長 それでは、ここに要約されておるものについて、いままでアメリカ政府のどういふ男を相手にしてやられたかわかりませんが、これも、これに對してまだ政府は安全性その他補償問題等について納得がいかないということですね。不安が残つておるということですね。

○大平国務大臣 相談して、なおたすべき点が若干ございまして、それを聞いております。

○樺山委員長 だから、すなおにお答えになったらどうですか。安全性の問題、補償の問題が回答の二つの要点になつております。それについてまだ政府は納得できない、不十分であるということですね。二つとも。

○大平国務大臣 いままで得たものにつきまして、関連的にも少し究明しておかなければいかぬようなこともございまして、私が申し上げておるよう

に、ある段階が参りましたらまた御報告します。

○樺山委員長 どうも大臣の態度が私にはこの問題に對して特に納得がいかないのです。他の交渉経過、外交交渉とは違ひますよ。事理明らかなのですか。そういう曖昧な御答へではごうかしていただくというやうな態度は、かえつて、何かそこにあるのではないか、心配な点があるのではないかという疑惑を増すばかりでしょう。私も増さざるを得ません。もっと率直に答へていただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 樺山さん御承知のとおり、これは原子力を推進力とする潜水艦でございまして、原子力を推進力とする点以外普通の潜水艦と同じでございまして、原子力を推進力とすることがいま時勢の進歩とともにだんだん普及していつておることで、何でもありません。私どもも思つたのでござい

ます。ただ、しかしながら、原子力ということに対して日本においては特殊な国民感情というのがあると思ひます。原子力を推進力とする動力を持つていふということと関連して安全性について心配があるというわけでございますから、念を入れてそれを説明していつておるわけなんではないかと、あなたがアメリカの戦略との関連に問題を一般化されておられますけれども、私もそのように考えておられます。

○樺山委員長 アメリカの原子力潜水艦が核兵器を搭載する目的をもつてつくられたものであるかどうか、そうしてまた、現に最近つくられております型の潜水艦が全部核兵器であるかどうか、これについてはあなたも私も科学的には失礼ですけれども、日本だと思つたのです。しかしながら、日本の信頼すべき原子力科学者の中には、これはもう明らかに核兵器である、單なる推進力の機構として石炭や油をたくわに原子力で行つておるんだというやうな、そんな単純なものではないということをすでに断定しており、そして心配しておる学者すらあるわけですね。そういう方々の御意見をお聞きになつたことがありますか。あなたは

何をもちてこれを核兵器でないと断定されるわけですか。向こうが言うから口移しに言うだけのことでござい

う。外務省はそういうことに対する科学的な根拠を責任を持つてお調べになり、断定なさるだけの勇氣がおありになりますか。

○大平国務大臣 科学の名においての御説明ではございしますが、私どもこれは常識だと思つております。

○樺山委員長 そういう心配があるか

も大事に考えることは、休養と補給のためなら、さして必要もないのになぜ横須賀と佐世保にあえて寄港を求めるかという事です。しかも、国民の中に非常に多くの反対者がおられるにかかわらず、無理を押しつけてアメリカが日本の軍港に寄港を求めなければならぬといふことは、何か特別の理由があるのに違ひない。軍事上の理由があるに違ひない。それをわれわれは心配してゐるわけですね。すなわち、アジアにおける緊張の問題。いま寄港しようとする潜水艦が直ちに核兵器を載せておる載せておらぬは別といたしまして、この潜水艦そのものはいかなる型でありましようとも、最近のアメリカの戦略体制の發展の段階から見ても、原子力潜水艦というものは移動攻撃武器である。これを共産圏に對する最後の武器に仕立てようといふことで非常に必死になつてゐるその武器です。武器の性質から見たらこれはもう明瞭です。平和的な船舶の補給・休養の寄港とは性質が異なりまして、これは明らかに作戦の必要上から来ておることなんです。そういういたしますと、一体そういう必要がどこにあるのか、そのことをアメリカ側に一ぺんでもお尋ねになつたことがありますか。その事実をお尋ねいたします。それに対して向こうから回答があつたかどうか。

○大平国務大臣 樺山さん御承知のとおり、これは原子力を推進力とする潜水艦でございまして、原子力を推進力とする点以外普通の潜水艦と同じでございまして、原子力を推進力とすることがいま時勢の進歩とともにだんだん普及していつておることで、何でもありません。私どもも思つたのでござい

○大平国務大臣 今日までも科学者の方々の御意見を聞きながら照会をしてきておるわけでございます。今後とも当然そういうふうによつていくつもりであります。

○穂積委員 先般、原子力委員会、七

人委員会があるいは原子力科学者が出さ
れております文書、これに対して口頭
または文書をもつていさまでに政府にお
答えられ、あるいは、さらに言ってお
られる科学的根拠を検討された事実が
ございますか。

○大平国務大臣 私が再々申し上げま

すよに、最大限政府としてたすべ
きはただしてやるわけでありまし
だ、先ほど戸川さんにも御答弁申し上
げましたように、軍事機密にわたる点
については入手はできない。国際慣例
上やむを得ないから、その面について
はアメリカの科学的水準を信頼いたし

まして、おっしゃる通り、科学者の方々が反対だということではないので、自主的に解明できなければいけないことが科学者の科学的良心だと思うのであります。したがって

て、軍事機密にわたる以外の面につきましては、できるだけ科学者の意見を聞いて解明いたしておるわけでございます。私は漸次科学者の理解を得るものと思っております。

○穂積委員 この文書の中を見まして、安全上の問題について三つの点につ

問題があるわけです。一つは、安全性は確認してあると言っておりますけれども、常に危険が伴うものであるということは、この文書の中で明確に出ておるわけです。たとえば、この報告書

の三ページの中でも、特別な配慮を払っている、特別なこととは、特別な危険性を常に持っているものであるということでしょう。常に持つておるものだと示して示しておるわけです。それから、第二に問題になりますのは、事故の問題です。事故というものは予測せざるものが事故であつて、衝突または沈没等によつて起きる、予測したケース以上のものが出るのが事故なんです。だから、いかなる事故に対しても絶対安全だということとは言えないわけですね。たとえば、スレッシュャー号の沈没に対して、安全だから心配するな、こう言つておるけれども、ただここでは数十年と書いてある。安全性を誇張するアメリカが言つてゐる文章でも、無限ではなく、数十年と書いておる。数十年過ぎた後はどうなるのです。絶対安全だということとはないということをアメリカみずから証明しておる。それから、さらに問題になりますのは、常に予測せざる危険を伴うものであるということ。この文章の中で立証しておる。これが第二の事故の点です。第三は、運輸の点その他についてでございます。運輸については特別な事由のない限り夜はやらないと十二ページに書いてある。不時の運輸上の理由がある場合以外は夜間を避けて昼間やる、それから日本政府の指定した航路を通ると言つておる。これは武器ですから、戦争は不時ばかりですよ。こんなことは何の安全にもならない。その不時の一回のときごとというものがすべての運命を決定するわけです。百回のうちのただの

一回でも常に不時な場合ばかりであるのが軍艦という武器の性質なんです。何の意味もないです。これは夜間を避けるとか夜は戦争せぬという規定はないわけですから、それから、政府の指定した航路以外は通らぬと言つて、不時の場合は全部そんなことはきかないということでしょう。こんなことはばかばかしいごまかしにすぎない。それから、もう一つ私がお尋ねいたしたいのは、共同調査についての問題でございます。この文書の中に出ておる共同調査について、これも当然取り上げべきことであると思つておる。特にいま申しました最後の二点、夜間は通らないとか、政府の指定した航路以外は通らないとか、そういうことがいかにばかばかしいごまかしであるかということ、これは明瞭だと思つて、大臣はどうかお考えになりますか。軍艦自身が不時なものなんです。戦争自身が不時なものなんです。不時な場合ばかりでしよう。そのときに予測せざる事故が起きるわけです。

それから、第二は、共同調査について、向こうは、寄港する港におけるバックグラウンドの調査、それから碇泊中のモニタリングの調査、こういうことは必要に応じてやつていい、材料を示していい、いわば共同調査の意味ですが、これに対しては日本側はどう取り上げるか。そのとき、私が言いたいことは、スレッシュャー号の調査、これは非常に参考になる。この寄港せしめるか、せしめざるか、すなわち安全性の問題、軍艦的なことは別として、政府の最も国民に言わんとしておる安全性の問題について、決定前に確認をしなればならぬ事例はスレッシュャー号の事故だと思つておる。これに対して、日本政府は、この文書に示されておる共同調査の精神をアメリカが文字どおり友好的に示すならば、スレッシュャー号に対する共同調査というものは当然こちらでも要求すべきだと思つておる。あるいは独自の調査、日本政府の信頼すべき科学者の協力を得た日本政府自身の調査、あるいは共同調査、これを要求すべきだと思つておる。これについてはどういふふうにお取り計らいになりますか、お尋ねをいたしたい。

時間がないと言われるから、私は先に列挙して一括して質問しておりますから、再質問しないで済むように逐次四つの問題についてお答えをいたしたいと思つておる。

○大平國務大臣 あなたもお認めになつたように、絶対に事故がないなんというのではない。自動車にいたしましても飛行機にいたしましても、事故はあるわけではございません。潜水艦に絶対に事故がないなんということを申し上げるような自信は私はございません。しかし、原子力事故というのは、これは大きな事故でございますから、特別な安全保障の措置を講ずるということは当然だと私は了解いたしております。

それから、戦争というのは不時だとおつしやるわけではございますが、私も、戦争が起きてはたまらぬのでございまして、どうして戦争を抑制するかということは最高の政治の仕事だと思つてございまして、私も、そういう戦争がいつ起こるかかわからぬというふうな事態を避けるためにこそ、日本の安全保障について真剣に配慮いたしておることを御了承いただきたいと思つておる。

それから、運輸上の安全保障の問題について、日中に限りとかあるいは指定航路とかいふようなことは必要じゃないといふような御意見でございますけれども、私も、国民が不安がないようにいたさなければならぬということ、そういう点につきまして照会をいたしまして、そのような了解を持つておるわけではございません。可能な限りの安全保障措置をとるのは当然のことと思つてございまして。

それから、スレッシュャー号のモニタリングについて、日本が自主的に、あるいはアメリカと協力して参加する意思はないかということでございますが、そういう意思はございません。

○榎本委員 共同調査を必要としないという理由を明らかにしてください。

○大平國務大臣 それは、アメリカ側の発意による調査会ができておるのでございまして、その調査について出ましたら、これは御発表があることでございまして、それで承知すればけっこうだと思つておる。

○榎本委員 共同調査の提案が向こうからあつたのじゃないですか。共同調査の精神というものはこの回答の中に盛られておる。当然じゃないですか。共同調査は心配があるならやつてもいいと言つておる。この形は一体どこから来たのです。心配がある心配があると言つてから共同調査の返事がここにあつたのでしょうか。アメリカ局長、どうですか。

○安藤政府委員 この資料にありますモニタリング、この点をよくお読み願ふはつきりすると思つておるが、これは原子力潜水艦が入ってくる前に一体

どれだけの放射能があるか測定して置いて、入つてきてからほんとうにこれに異常なものが加つてきているかどうかを調べる。要するに、現在のわれわれの承知しているところでは、原子力潜水艦の放射能というものは許容量以上のものはないということに向こうも言つておるようでございます。それを裏づけるために、そういったようなことをやるモニタリング、放射反応の調査をやつてもけっこうでございますといふのが向こうの意味でございます。いまのスレッシュャー号は、御存じのとおり、九カ月のオーバーホールのおとの試験航海で潜水をいたしましたときに、ボストン沖合二百二十海里のところで沈んだわけではございません。これについてはアメリカとしてはいま査問委員会を開きましてあらゆる力を動員してその究明につとめておるわけではございません。両方は全然意味が違つておると思つておる。

○榎本委員 これでやめますけれども、それはおかしいやありませんか。大臣の言うように、アメリカをすべて信頼する、アメリカの科学は万能だ、アメリカの良心は全能だ、こういう立場に立つて、アメリカの調査あるいはアメリカの言うことはすべて信頼する以外にない、信頼せざる者は非国民のようなことを言つてきつめる精神からいけば、この寄港地あるいは停泊中のバックグラウンドの調査も日本が加つてやる必要はないじゃないですか。精神が違つておる。精神を言つておるのです。そうであるならば、スレッシュャー号というものは、この事故並びに危険性について寄港の判断をする上において生きた非常に具体的な事

あるのですか。何という答弁をするんですか。

○太田説明員 外務省といたしましては、ただいま申し上げましたように、日本政府といたしましては、加盟国となつております国際機関でありますILOの勧告は尊重してまいり、こういうこととございまして、この実際の態様になりますと、国内の主管省である労働省の領分になりますので、労働省にお尋ねいただきたい、こうお願いを申し上げたわけとございまして、決して、先生のいま御指摘のような、そういう……。

「外務大臣答弁せよ」と呼ぶ者あり

○大平国務大臣 政府といたしましては関係省とよく協議いたしましてILOの勧告につきまして極力尊重してまいるつもりでございまして、こういうことをお答え申し上げた次第です。

○川上委員 それじゃ、外務大臣、答弁になりません。私はもう一べん言います。この勧告の根本を貫く精神は、憲法第二十八条の労働基本権を完全に保障せよ、これが基本精神ではないか、こう聞いておるのです。それです、ほかにこのことは要らぬ。それは基本精神だという返事をするのか、基本精神ではないのか、これだけ言うてもらえばいい。

○大平国務大臣 ILOの憲章に基づきまして勧告が出る、それを日本政府がどう受けとめるかという場合に、川上さんは、労働基本権を完全に実施せよという趣旨だと思ふがどうだ、こういう……（川上委員「趣旨ではない、根本精神だ」と呼ぶ）根本精神はそうじゃないかというお尋ねでございまして

が、労働基本権は、ILOの勧告をまつまでもなく、日本の憲法で明定されておるところでございまして、労働関係全体につきまして尊重してまいらなければならぬことは当然だと私は思っています。それから、ILOにつきましては、労使それぞれ自主的にその組織を定め、労使関係が平等の立場で規定されていくということだろうと思うのでございまして、そういうことにつきまして、外務省といたしまして、もとより、この精神は日本におきまして普及・尊重されてまいるように希望し、かつそのように指導してまいらなければいかぬと思ひます。

○川上委員 憲法に沿うておらぬからILOがこういう勧告をするのです。大体、日本の労働基本権は、憲法第二十八条で完全に保障されておる。だからこそ、考えてごらんない。国家公務員法はいつできた。昭和二十二年の十月に制定されておる。国家公務員法が制定されたが、全労働者の争議権は、すなわちその基本権は完全に保障されておった。これが事実なんです。しかるに、昭和二十三年七月二十二日に、アメリカ占領軍は、いわゆるマッカーサー書簡というもので日本憲法をじゅうりんした。これがまた厳然たる事実なんです。そこで、続いて日本の政府は二十三年の七月の三十一日にマッカーサー書簡に基づいて政令二〇一号を発布しておる。この二〇一号によって、続いて十二月の三日に国家公務員法を改悪した。前の国家公務員法では完全に基本権が保障されておった。これをいわゆるマッカーサー書簡なるものに基つた政令二〇一号によって改悪した。続いて公企労法等をつくら

た。ついに法律をもって官公労働者の争議権を全面的に剝奪した。団結権、団交権を大幅に制限した。大体これは講和のときに全部改めなければならなかつたものだ。それをそのままにして今日まで来て、この憲法のじゅうりん、労働基本権を踏みにじつておる。これがはっきりとした事実なんです。すなわち、こういう事実に基づいて労働者の基本権の保障をマッカーサーが奪い去つたその以前の正当な状態に引き戻せ、これが勧告の根本精神です。外務大臣はどうお考えになりますか。

○太田説明員 ちよつと、その前に、私思ひ違ひをしておたかと存じますので、川上先生の御質問、私、勧告と先生が申されましたときに、普通私どもは、ILOの勧告と申しますと、いままでに百十何件ございまして、毎年総会で採択いたしますものに条約と勧告とがございまして、それではないかと思つておりました。通例新聞報道でILOの勧告と申しますのは、結社の自由委員会報告に基づいてできまして理事会の勧告でございまして、日本府に対する勧告をさしておりますあれのはの御質問でございまして、その点がちよつと私わかりかねます。

○川上委員 あほうなことを言うな。いまこの国会で審議するのに、ILO八十七号の問題であることは明らかだ。そのくらいのがわからぬでそこへすわつておるのか。きまつたことだ。

○太田説明員 私ども普通ILOの勧告と申しますと、総会に基づいてできる勧告でございまして、その趣旨で大臣も私もいままで御答弁を申し上げておりました、どうも失礼いたしました。

ILOの勧告と申しますと、通例私どもはそういうふうにとつております。

○川上委員 妙なへ理屈を言うな。それはへ理屈というものだ。

外務大臣にILO八十七号の精神を聞いておるのだ、こうあらためて言ひましよう。並びに、ついでに言うておきます。九十八号も同じ精神です。これは十年前に批准している。同じことです。

○大平国務大臣 ILO勧告の精神を、川上先生は、本来あるべき労働基本権の姿に戻すことが八十七号条約批准の意味だという御解釈で政府の見解を求められておるわけとございまして、ただいままで過去におきまして政府と国会がとつてまいりました公務員の団体交渉権、争議権等に対する規制は、したがって許しがたいものである、そういうものをもとに戻すことがこの八十七号条約に関連しての勧告の根本精神ではないか、どうだ、こういうお話だと思つてございまして、私も、それぞれの行政におきまして、公務員のあり方ということにつきまして過去において英知をしぼつて立法せられたこととございまして、過去において国会と政府がやりましたことに對して、これは尊重してまいらなければならぬと思うわけでございまして、ただ、八十七号条約を批准することにまゝして、その批准勧告に関連して国内法上その精神に沿わないものは当然直していくべきものでございまして、政府が提案しております法案にもそのことはちゃんとあつたわけであると承知いたしております。

○川上委員 ILO八十七号の勧告を尊重する、そのほかILOの勧告につ

いては尊重する、こういうことなら、これを批准する場合にも、国内法を、公労法の四条三項と地公労法の五条三項を自動的に削ることによつて、これでけつこう。外務大臣、そう思ひませんか。ILO八十七号の勧告はこれ一本限りで済む、すぐ批准できる、これはもうはつきりとした事実です。どうお考えになりますか。

○大平国務大臣 この段階で政府の見解を問われますれば、政府といたしましては、ILO八十七号の批准案件を国会に提案してございまして、国会の手にあるわけでございまして、政府としては、早く御審議をいたしたい、この案件が批准されることを衷心から希望しております。

○川上委員 そういうことを聞いていゝるのではありません。政府がこの精神を尊重する、こういうことであるならば、政府は、この批准に伴つて、公労法の四条三項、地公労法の五条三項、これを自動的に削る、これだけでいい、こう考えるが、どうお考えになりますか、こう聞いておる。

○大平国務大臣 したがういまして、いまお答えいたしましたとおり、政府といたしましては、閣議を通じてILO八十七号条約の批准という決意を固めて、所要の法律案、条約案を国会に提案いたしておりますし、いまあなたが指摘されておる二つの法律の改正も御提案申し上げておるわけでございまして。

○川上委員 そうすれば、なぜ国内法をいろいろとほかに改正しなければならぬのか。四条三項、五条三項以外になぜ改正しなければならぬのか。

○大平国務大臣 今日、わが国の労使

関係、公務員と政府との関係の現実に照らしまして、政府が八十七号条約を批准するにつぎましてはこの程度の改正をすべきを適当と認めて、それを法律案といたしまして御提案いたしておる次第です。

○川上委員 その法律がおかしい。そういうことをしてはならぬというのがILO勧告の精神なんです。そういうことをしてはならぬ。これを私は聞いておる。憲法二十八条はそういうことを認めておらぬ。これを聞いておる。

○大平国務大臣 川上さんの御見解は御見解として承りますが、私どもは八十七号条約の批准をいかにしてなすにしたいかというところで、私も内閣におりました当時苦心いたしまして、とにかく国会に御提案申し上げるまでになつたわけでございます。この関連の国内立法はILO八十七号条約に違反するものであるというあなたの御見解でございますが、私どもはさうに考えていないからこそ御提案申し上げておる次第です。

○川上委員 私が言つておるのは、四三三項と五三三項を自動的に削除すれば済むのだと言つておる意味は、ILOの批准といふことをいまも大臣言つておられるのですが、これに藉口して、これに便乗して、あるいはこれを逆用して、さうでなくとも憲法に違反して労働基本権を奪つておるのに、それをさらに一そう奪い取ろうとする国内法の改正をやろうとしておる、なぜこんなことをするかということなんです。

公労法の四三三項、地公労法の五三三項を自動的に削りさえすれば、一ぺんにILOの批准はできる。なぜこういうより以上に労働者の基本権を奪い取る

ような国内法の改正までするのか、この腹を私は政府に聞いておる。

○大平国務大臣 先ほど申しましたように、今日の状況のもとにおきましてはこういうことをやる必要があると考へて御提案したし、そのことにつきましては、ILO本部におきまして私も私は反対はないと聞いております。

○川上委員 時間があまりないそうですが、ILOを何とか批准したいのだけれど、こう言うなら、公労法の四三三項と地公労法の五三三項を自動的に削つたらすぐ批准できる。ことしまで待つこともない。十四回も勧告を受けて、なおかつ批准せぬのです。これを言うておる。しかるに、これをやらぬで、なぜより以上に労働者の基本権を奪うような国内法を改正しなければならぬのか、これを聞いておる。この点明確に答えてください。

○大平国務大臣 川上先生からILOの精神をお教へいたしたい非常に奇異な感じがいたします。私どもはいたしましては、先ほど申しましたように、ILO八十七号条約は批准すべきものだと思つて、これを具体化するべく最善の努力をいたしたわけでございます。いま問題の国内立法につきましては、今日の環境のもとにおきましてこうやることが必要だと判断いたしました。やりまして、しかも、それはILO本部にも逐一説明・報告しておるわけでありまして、ILOの精神に反するなどということは毛頭私どもは考へておりません。

○川上委員 何ゆゑに、ILOの勧告、八十七号にはちつとも関係がない人事局というものををつくるのか。これはどのような関係なんです。人事局とい

う新しいものでつくりたいとしておるといわれておる。これは何の関係がある。鉄道営業法に何の関係がある。ILOの勧告は、労働階級の労働条件に関する問題です。基本的権利の保障の営業に関する法律です。なぜこれを変えなければならぬか。ILOの批准をやりたいと思つておる。ところが、関係もないことをつぎ回る。これすなわち、これを逆用して労働階級の基本権をもつと削ろうとしておる。これはILOを早く批准しなければならぬと思つておる精神じゃない。そういう精神ならば、こんなことはないはずで

す。大臣、どう思ひますか。

○大平国務大臣 ようやく質問の核心がわかつたのでございしますが、つまり、ILO八十七号条約というものは、労働基本権を保護するものだといふことを冒頭に言われたのでございします。これは、八十七号条約の批准にかかわらず、憲法は明定しておるところであります。これを尊重するのは当然だといふことを申し上げたのでございしますが、いま、八十七号条約の批准に

関連して、これは労働基本権を保護するものだといふことであるが、私はさう考へておりません。ILOの八十七号の精神というものは、労使双方は平等の立場で自由に自分たちの組織を定めて活動ができるということなのでございまして、政府が使用者の側に立つて人事局をつくるということとは、ILOの精神から申して当然のこと

で、政府、使用者にさういう自由があることは、ILOの精神にのつとておることではございします。こういうことは、いま論議にならぬと思ひます。

○川上委員 外務大臣のこの答弁はむちゃくちゃです。労使双方が正常な状態でやるといふ基礎には、労働者階級は完全なストライキ権を持つておる、資本家階級はまた資本家階級としての権利を持つておる、これで初めて平等になる。ストライキ権を全面的に削除しておいて、どこに平等がある。こんなことを言ひよつたら、「革命だ」と呼ぶ者あり——革命でも何でもありません。自民党の方がさういふ考へを持つておるから、ILOの批准なんかこんな

に困るんです。

この問題は、時間がないと言われるから、これ以上聞かれません。それから、外務大臣、官公労働者の争議権を法律をもつて全面的に禁止しておる、こんな国がどこにありますか。アメリカは、あの人権差別さへ平気でやつておるような国です。世界の憲兵です。戦争屋だ。これは例外だ。このほかどこにありませんか。法律をもつて全面的に禁止しておる国がどこにあるか。

○太田説明員 たとえば、ソ連のごときは、ストライキ権が事実上全くない。労働基本権も全く無視しておる。いふことを結社の自由委員会から勧告を受けております。

○川上委員 どこで受けました。

○太田説明員 ただいま資料を持つておりませんが、ILOの勧告を受けたことがございします。

○川上委員 どこが……。

○太田説明員 ソビエト連邦でござい

ます。

○川上委員 ソビエトでは労働基本権は完全に守られておる。法律をもつてストライキを禁止した国を聞いています。法律をもつて官公労働者の争議権を全

面的に禁止しておる国はどこがある。

○太田説明員 ただいま資料を持つておりませんが、後日調べましてお答えいたしたいと思ひます。

○川上委員 資料がないからわからぬというのですか。いまわからぬというのですか。ないというのですか。

○太田説明員 ただいま手元に持つておらないのでございします。

○川上委員 そんな国はどこにもないのです。

繰り返します。法律をもつて官公労働者のストライキ権を全面的に禁止しておる国はアメリカ以外はありません。アメリカは別じやと言つておる。人種差別さへあつたやうな国なんです。あれはもう話にならない。日本はこれをやろうとしておる。これは憲法違反でもないし、基本権を尊重すると言つておる。マックスの書簡なるものに基づいて政令二〇一号を出して以来これを続け

ておる。これが日本なんです。

私は結論を急がなければなりませんから、ここで労働大臣に言ひたい。労働大臣がおらぬのは残念です。大体、私の言つておることは冗談じゃないぞ。いかげんなことを言つておるんじゃないぞ。これは基本的な問題なんだ。政府はこれまで、ILOのすべての勧告の精神は尊重する、こういう答弁をしておる。ILO九十八号の勧告は、ILO八十七号の勧告と、ことば、文章は違ひますが、内容は同じものです。裏と表の関係なんです。一方はこ

うせよと書いてある。一方はこ

うせよと書いてある。一方はこ

むりしてゐる。これは十年以来ILO勧告の完全な違反です。それをやって平気で来てゐるのです。ILOが何様の条約を出してゐる。百十八なんです。日本はILOの理事国の一員。この理事国の日本が一体何様の勧告を批准してゐますか。たった二十四じゃないか。あとは全部はおかむりしてゐる。八時間労働制の勧告も批准してゐる。最低賃金制の勧告も批准してゐる。口では大団だ何だと言つてゐるが、一体、これで、ダンピング日本、こう言われても申しわけありませんか。一方においては憲法をじゅうりんとして労働階級の基本的権利を踏みにしてゐる。ILO勧告にそつぽを向き、あるいはこれを批准しながら踏みにつけてゐる。あなた方はこれを知らぬはずはない。知つてゐる。知つてゐる。これをやつてゐる。これはなぜかという、自主権も何もないのです。安保に縛りつけられてゐる。これが日本政府のありさまだ。こういう形で大きなことを言つて、一体ほんとうの意味の外交の交渉が自主的な対等な形でできまじやないか。貿易一つにしてもスムーズにいきますか。いきはしないのです。私はこのことを質問してゐるのだ。ILO一つを言つてゐるのじゃないのです。外務大臣は、日本を背つてゐる外交の最高責任者なんだ。いかにげんなことと済ませべきことじゃないのだ。ことばじりをつかまえてあれこれ言う問題じゃない。根性をしっかりしなさい。日本人でしよう。日本の民族の運命の将来を背負う責任者なんだ。それが、委員会であつていかにげんな答弁をしておけばそれで済む、この態度は一体何ですか。私は、ほんとうに心を新

にしてあなた方は日本民族の将来を考へなさいと言いたい。祖国の運命を考へてみない。ILOの八十七号を批准する場合にも、労働者の基本人権を守らうとしてゐる。より以上に悪くしようとしてゐる。これが事実なんだ。だから、なかなか批准ができやしないのだ。野党が絶対反対をしよるのあたりまで来た。日本の労働者に聞いしてみなさい。ILOの精神に従うと云つて、これに便乗して日本の労働者階級の基本権を削るために国内法の改悪をするがごときは、いかなる事情があつても一歩も譲ることのできない本質を持つてゐる。妥協も何もありませんか。そんなものじゃありません。このときに、外務大臣は、政府の責任者として、無条件にこのILOの批准を推し進め、独立自主の精神をもつて憲法を順守し、国の将来、労働者階級の基本的権利を完全に保障するために、日本民族の将来をになう責任者としての責任を持たれることを要求します。委員会の単なる質問だからいかにげんなに聞いておけばいいという問題じゃありません。あなたにも子供がいます。孫がいます。どうしよう。どうするのですか。将来のことを考えた、外務大臣の責任は簡単なものじゃない。私はこれを言つてゐる。これを質問してゐる。私は決してあげ足とりの質問なんかしたことはない。妙なことを言つてほじくつたことはないのです。外務大臣は、この際ほんとに決心をして、外交担当の閣僚として、少なくともこの控え目なILOの八十七号を即時批准するために、国内法の改悪などはつきりやめてしまふように最善の努力を払ふことを要求し

ます。これが私の質問なり要求です。○大平国務大臣 川上先生から御激励やら御教示をいただいたわけでございますが、いままでのILO加盟国が百七つございます。そこで、ILOで採択された条約の批准総数は、ことしの一月一日現在で二千六百九十六ございす。したがつて、一國当たり大体二十五の批准ということになっております。わが国の批准状況は平均の批准数まで来てゐるわけですね。したがつて、私も政府がILOに背中を向けてゐるわけじゃ決してないわけでございます。そして、それぞれの国がその置かれた状況のもとにおいて最大限国民の福祉を守らなければならぬので、労働使の關係だけは全然別で、あなたが言われたように純粋に施行されてしかるべきであるという考え方には、私は必ずしも賛成いたしかねるのでございす。こういう環境に置かれてゐる、労働使關係をできるだけ整つたものにして国民全体の福祉を担保してまいらなければならぬ政府といたしましては、ILOの八十七号条約を批准する、その批准に關連いたしまして若干の点を改正するということを日本政府が自主的に考えて、私はちつとも差しつかえないと思ひますし、現に、政府の出してゐる法案は、ILOがILOの精神に照らして御検討されて何らオブジェクシオンはないと承知いたしておるわけでありまして、今後も、いま言われた九十八号の問題その他、ILO機構からいろいろ御勧告があると思うのでございす。極力これに照應いたしまして最善の努力を尽くしてまいること、は当然でございます。労働者の立場を守つてまいることにつぎまして

は、川上先生に劣らない熱意を持って終始いたしたいと思ひます。

○野田委員長 海外移住事業団法案を議題とし、質疑を行なひます。

○西村(関)委員 本日は時間がございせんので、明日に私の質問保留させていたきたいと思ひます。あらかじめそのことを申し上げまして、お許しを頂きたいと思ひます。

○野田委員長 了承しました。

○西村(関)委員 本法案の第二十一条の三項を見ますと、第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとす。、こういうことがわざわざ定められてゐるのでございす。しかるに、前回私が質問の中で指摘いたしましたように、ブラジル国の一四二二年法律第四五七号によりまして、その第十条に、会社及び財団の如く団体の利益の目的に向けられる組織は之が設立される州の法律に従ふ。但しその定款が伯国政府により認可される以前に伯国内に支店、代理人又は店舗を有するを得ず。之等は伯国法に従ふものとす。、という規定があるのでございまして、このことから考えますと、本法案に定められておる事業団のようにな政府機関の性格を持つてゐる法人につきましては、ブラジル国は必ずしも歓迎するとは限らない。このブラジル国の民法の精神から申しまするならば、こういうものについてはむしろ警

戒の気持を持つ疑いがあると言わなければならぬと思ひます。この法律によりまして、ブラジルにおきましては事業団は土地の取得ができないうこととなるわけでございます。したがつて、事業団は意味をなさないのでございす。このことにつぎまして、移住局長は、その点については従来の移住振興会社も同様であつて、それは黙認されてきた、日伯友好關係が続く限りその点には心配がないのだ、また、本法案の国会通過の暁には、ブラジル国政府当局は従来と同じ態度で友好的にこれを認めてくれることになつてゐる、在日ブラジル国大使との間にもそういう話し合いができてゐる、だからそういう心配はございせん、こういう趣旨の御答弁がございす。私は、そのような政府当局の事前の配慮、事前の工作に対して、問題を持ちながらそれらのことをやつておられるということに対しては当然のことであると思ひます。ところが、国会において本法案を審議いたします場合には、ただそれだけの政府当局の答弁では、なお若干問題が残るのじやないかと思ひます。この法案の中に、第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。、というところがうたれておる以上、これと抵触するような問題があるというところになりますと、それを知りながらそのまゝ国会においてこの法案を通過させるということとは、やはり議會として責任があるというふうにお思ひます。この点は、ただ単に在日ブラジル国大使との間に話し合い

ができておるということだけでなしに、大使もいずれはかわられるでありましうし、ブラジル国の政權も必ずしも今日の政權担当がいつまで続くかということはだれも予測することはできないのでありまして、やはり法律がものを言うのでございませうから、その点につきまして、あるいは相手国と覚え書きを交換するとか、何らかの文書による取りきめをするとかいふような措置がなされないと何も証拠が残らない。ただ単に出先の大使との口約束というだけでは、もう一つ納得がいかないと思うのでございませう。また、先般移住局長は、現地の弁護士とも相談をしておる、弁護士もこれでよろしいということを書いておるということでございますが、どういふ法的な根拠に基づいて現地の弁護士がこれでよろしいと言っているか、その点も明らかにしていただきたいと思ひます。

○高木政府委員 ただいまの点、御回答申し上げます。

まず第一に、はつきり申し上げなければいけないことは、今度の事業団ができて現地の機構が変わるのではありません。ブラジルにおける法律上、従来の移住会社も日本の移住会社の支社としてブラジルに設立を認められないのでありまして、ブラジルの法人として、移住振興という金融機関と、それからジャミックという拓殖会社と、二つのブラジル法人が設立されたのであります。そして、移住会社はこれに対する出資者となつておるわけでありまして、今度事業団になりましてこの現地の二つの法人は何ら変更をしないのでありまして、他の諸国におきましては現地の機構を変えるのです

が、ブラジルでは、ブラジルの法制上、現在の移住振興というブラジル法人とジャミックというブラジル法人をそのまま残しまして、そうして、出資者が従来の移住会社から事業団の名義に変わるだけでございます。そして、先ほど先生がおっしゃいましたブラジルの民法によつて、外国政府が圧倒的な出資をしないのは指導している会社について規定は、海外移住振興株式会社でも同様でございますが、これも十分承知の上でブラジル政府は移住振興及びジャミックの設立を認めておるのでございます。しかし、われわれといたしましては、今度の事業団ができて移住会社にこの点もう一步日本の地歩をはつきりしたい、両国の友好関係が今日のごとくである限りは問題ないでありましうが、万一のことがあつては困るといういまの先生のお話もございまして、そういう意味におきまして、われわれといたしましては、出資者の名義を変えるだけでなくて、先般も御承知かと思ひますが、最近日伯移住協定もブラジルの上院、下院の協賛を経まして近く発効の手續になると思ひますが、この精神をうたいましてブラジル政府に申し入れるとともに、ブラジル政府から一筆取りたいということを手配をいたしておるわけであり

ます。

なお、ブラジルにおきまして弁護士の意見では、そういう手紙を出す出さぬにかかわらず、名義の変更ということではブラジル側は差つかえないというものが弁護士の意見でございます。

○西村(関)委員 ブラジル法人については従来と変わらない、ただ出資者が振興会社と移住事業団と名義の書きか

えて事が足りるのだということでありまして、同時に一筆取るということをやいま書かれたが、その一筆の内容についてお伺いしたい。

○高木政府委員 この点につきましては、事業団は日本政府が移住を推進するためのサービス機関としての性格のものである、そして、日伯移住協定の第三十九条にも、「両締約国は、日本人植民者の土地への定着を促進することを主たる目的として、特に指定した団体を通じて、日本人植民者に財政的援助を与えることができる」というような規定もございませう。日伯移住協定の精神は、両国政府が移住推進のためには積極的な財政的その他の援助施策を行なうということになつておるもので、この精神に基づいて日本政府が積極的な移住者のサービスをするのだということをはつきりとうたいまして、従来のように移住振興会社について何ら説明しないやり方ではなくて、はつきりとうたつてやるということでございます。

〔委員長退席、松本(俊)委員長代理着席〕

○西村(関)委員 その点につきまして、いま言われたような趣旨を向こうに送つて、向こうから、そのような趣旨であるならば差つかえございませう、こういう、ただこつちから送りっぱなしではなくて、向こうからの返答の文書と申しますが、そういうものもはつきりお取りになるという考えでございますか。

○高木政府委員 さようでございます。

○西村(関)委員 ところが、前回も指摘いたしましたように、移住振興会社

の場合でございますと民間の出資もできるわけなんですか、本事業団になりますと、民間の出資はできない、全部政府の出資ということに相なるかと思ひますが、その点も、向こうの民法と抵触しないかどうか、そういうことであつてもよろしいかどうかをあらためて確かめられるかどうか。これは、私は決して重箱のすみをようじでほじくるような意味の質問をしてゐるのではなくして、やはり法律がある以上はその法律に準拠しなければならぬのであつて、法令に従つておられます以上、疑わしいところは

この際やはりはつきりしておくことが国会の審議の任に当たる者の責務であると思ひますからお伺いをするのであります。その点につきまして万遺漏はないと思ひますけれども、重ねてお伺いをいたしておきたい。

○高木政府委員 私たちも先生と全く同じ考えでございます。現在の移住会社が大多数政府の出資でなつております性格上、いま言われたブラジル民法との関係で、万一の場合の心配もあるわけでございます。現在においてはブラジル政府も認めておるのでござい

ます。そういう意味におきましては、今度の事業団の設立を機会に、いまよりもう一步日本の立場をはつきりとして、将来問題のないようにしたいということ、いま申しましたようなノートの交換をするという考えでございます。なお、これに対して、さつきも申しましたように、日伯協定の精神というものが、この移住推進のため両国政府が積極的にやるのだということではございませんので、ブラジル側も問題は

ない、こういうふうに考えておるのですが、もしそういうことでいかぬということでありますれば、従来の移住会社もいけなないのでありますが、やり方を考えるというようにあることがありと思ひます。しかしながら、われわれがいま聞いておりますところでは、ブラジル政府はむしろこれは認めておるということでございます。

○西村(関)委員 いまの私の質問に対する移住局長のお答えを私も一応了承したいと思ひますが、私の質問の趣旨は大臣も聞き及ぶのとおりでございますが、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大平国務大臣 移住は今日たゞいまの問題であるばかりでなく今後ずっと継続的に推進してまいらなければならぬ事業でございます。したがつて、今日私どもがきめてかかりますことが将来の発展を阻害するということがあつてはなりませんので、いま御注意の点を十分踏まえた上で、遺漏のないように、この段階で処置すべきものはちゃんと処置して、将来混迷を招かないやうに心がけたいと思ひます。

○西村(関)委員 私のきよの質問はこれで終わります。次回に残りの質問を保留させていただきます。

○松本(俊)委員長代理 田原春次君。

○田原委員 去る五月三十一日横浜出帆の大阪商船の南米移住船ぶらじる丸に私は見送りに行つたのであります。この船はおよそ千名近い移住者のベッドを用意しておるのにかかわらず、わずか七十人しか乗つてはいないのでございます。そして、そこには海外協会連合会のただ一人も見送りに行つておらなかつたのであります。学

生や親類は行っておりません。海外に移住する人にとっては、千人一団に行くとから大切であり、七十人行くから大切でないというのではないのであります。これは、外務省から数の少ないときに見送りに行かぬでもよろしいというような指令でも出しておいたのか、まことに冷淡きわまることだと思ふのですが、移住局長はどうお考えになりますか。

○高木政府委員 外務省といたしましては、横浜に横浜移住あっせん所を設けて、外務省の役人が多数おられます。これが出帆の前から一切お世話をし、出帆当日におきましても、全部外務省の役人でございしますが、お世話をしておるのであります。

○田原委員 戦前の例を申しますと、海外興業株式会社という純然たる民間の移民募集会社がありまして、それは各船ごとに必ず募集代理人が付き添って行つて見送りをいたしました。それから、単に見送りのみならず、向こうに到着いたしましたからも、うまくいっているかどうかという見舞い状を出す、定着後は嫁さんの世話をして送り出す、それから、生まれた二世が内地の留学を希望すれば、その留学のあっせんをし、保証人となり、下宿を見つけてというふうな世話をしておいたものであります。最近の官営になりましたが、まことに人間的つながりが少なくなつておるのであります。これは官営であれば行つておる者がかまわぬという御趣旨でやつておるのかどうか、これも一つ私どもは聞いておきたいと思ひます。

○高木政府委員 現在の移住者のお世話は、戦前よりもよくやつておりま

す。ただいま海協連から人が行かなかつたというお話でございしますが、それも正確でないと思ひます。各地方海外協会が、移住者に付き添ひまして各地から参りまして、出帆の当日もこれをお送りしてまいります。また、現地にございましては、海外協会連合会の現地支部がございまして、當農指導から、呼び寄せ雇用の方々にしてもできる限りこれらの人が回りましてお世話をしておる。決して戦前よりもサービスが少ないというところはございません。

戦前の場合は、性格が若干違ひまして、海外興業株式会社というのがございまして、これが雇用労働者を自分で募集して自分で持つていきまして、これがブラジルで労働者を必要とするところ配給するところまでやつておつたのであつて、あとは雇用主と配給された雇用移住者との関係だけになつておるのであります。しかし、今日では、そうではなくて、一人々々の移住者について海外協会連合会現地支部がお世話をしておるのでござい

ます。

○田原委員 今度ぶらじる丸でわずかに七十名しか行かなかつたのはどういふわけであるか、これをお尋ねいたします。

○高木政府委員 これはいろいろ原因がございしますが、たびたび申しましたように、根本的には、農村からの人口の非常な流出によりまして、いま非常に人手不足でございまして、實際を申しますと、県までは移住の熱意が出ておるのですが、県以下の市町村になりますと、むしろ移住で労働力を取られるのは困るというふうな空気が強くなつたといふのが実情でござい

ます。な

お、しかし、それだけではございませう。昨年のドミニカ引き揚げというふうなものも悪い影響を与えております。われわれの一般的な体制にも欠陥があると思ひます。しかし、そういうものすべてが重なつた実情だと思ひます。

○田原委員 今回七十名しか乗れなかつたのは、いま局長の言われた理由があるかもしれぬが、私が神戸について調べたところによりますと、ブラジルの神戸領事館の査証が間に合わないものがおよそ百名あつたのでござい

ます。これは一体なぜ間に合わないのか。ブラジル側に言わせると、決して査証を拒否しているわけではない。ただ、少なくとも乗船四十五日前に一切書類を出してもらひたいと言つてい

る。しかるに、海外協会連合会では、もつぱら、自分が居残るか、そういう首切り問題だけに熱中しておりまして、ほとんど仕事はルーズであり、出帆わずか十日前くらいに書類を神戸のブラジル領事館に出すものもある。今回のごときは、もつとはなはだしく、もう海協連は一切やつておれぬから、民間の業者でやつてくれというこ

とで、神戸旅行社とジャパン・エクスプレス社に頼んでしまつた。突然来たそういう査証関係の事務をこの両社ともできずに、結局百家族からの海外移住を決意した者はビザが取れぬために船に乗れなかつたというふうな聞いておるのであります。それは事実であるかどうか、明らかにしてもらひたい。

○高木政府委員 ただいま先生がおっしゃつたのは事実でございせん。ブラジル領事が査証を拒みましたのは、たとえば、家族となつていながら、そ

の家族でなかつたりした人が入つてい

る。主として問題になつたのは神羅から見えになる方で、神戸へ来て、神戸からまた行かれるという人が一番大きい問題だつたと思ひます。そのほか内地からのものもござい

ます。それから、呼び寄せ、――大体いま先生がおっしゃつたのは主として呼び寄せの場合だと思ひます。海外協会連合会がお世話している呼び寄せ移住者と、民間旅行業者が自分でブラジル側の雇用者と日本の希望者をつなぎ合わせるというケースがござい

ますが、こういう民間の移住あっせん業者の場合の査証がきわめてきびしくなりました。これはブラジル側におきましても、もつともなことでございまして、民間旅行あっせん業者の取り扱う移住者については非常にルーズなこともござい

まして、それがために、サンパウロあたりでも好ましくない日本人がずいぶん入つてい

る。これを取り締まらなければいけないという空気が強くなつております。これは、われわれのほうから自衛して、ブラジルの法規をくぐるような、あるいは非常にルーズな移住はこれから慎しんでいかなければいかぬ。一例を申しますと、トラホームの人ははいけな

関係者の希望です。ただ、行きます場合、一人々々ブラジル領事の面接が要るわけであり。また、雇用契約の場合には、契約書についても、現地にいるのは親戚である、三親等と書いてあるが、ほんとうにそうなのかというように、これを調べる。これは日伯移住協定でもわれわれ認めておるのでありまして、これをブラジル側から申せば、南米はすべて移住者が主人となる国でありますし、移住者の国であります。したがって、よい移住者を自分の国へ入れるということは南米諸国の大きな主権だということに考えておりまして、移住者選考権は最終的にはブラジル政府、受け入れ国にあるのだという考えでおるわけ。これは結局査証というところで最後にブラジルが権限を行使しておるのじゃないか。自分の納得しないものには査証をしない、これはやむを得ないことではないか。

○田原委員 次の質問に移りますが、

先ほどの西村委員の質問にもありましたが、国内では事業団となり、ブラジルにおいてはその国の法律に基づいたジャミックは一つの現存する会社形態のものを存置する。そうすると、なぜ一体内地だけで海外移住事業団にしなければならぬのか。現在ブラジル側で相当実績をあげておるジャミックその他の有限会社があるものでありますから、それを存置して続けていけばいいじゃないか。そうしますと、問題の海外協会連合会はジャミックのサービス部としておけばいいのでありまして、特別に事業団という独立したものをつくる必要はないのじゃないかという疑問もわくわけ。にもかかわらず、

どうしてもつくるといふのは、どういうことですか。

○高木政府委員 この点は移住審議会でもういふ議論になりました。われわれは、移住会社の金融フロンクシオンと、それからいわゆる海外協会連合会の援護のほうのフロンクシオンとは二つに分けるべきであり、できれば二つの機構というように考えもありました。移住審議会の圧倒的な御意見が一本にすることを、その理由は、ブラジル側には、形式上二つでも、海外協会連合会のほうにはジャミックのほうのサービス部というふうに入つて一応一体化されているけれども、もともと二つであるためにどうしてもしつくりといたかない、それから、もともと二つであるために、ブラジルではそれほどじやございせんが、パラグアイのような国では、植民事業というものが、移住会社と海外協会連合会と重複するところがある、だから機構を一本にすべきであるという移住審議会の御決定をこの事業団法案はとっている次第であります。ただ、ブラジルの法律上、金融をする組織と、植民、移住、土地を買って拓殖事業をする組織とは二つに分けなければいけないという法律があるために、一応現在のままの形で、出資者の名義の変更だけを考へておるのです。しかし、将来、今度の日伯移住協定が発効いたしましたら、さらに一本の政府のサービス機関としての事業団の支部が直接開けるようにすれば、それは一そうけつこうなことだと私たち思っているのですが、それはいまずでござい。ブラジル以外の国は全部各国政府ともそれに賛成しておるのですが、ブラジルは、この協定

も、上下両院は協賛いたしましたけれども、まだ発効もいたしておりませんし、一応いまの形でやっております。のがわれわれの考え方です。

○田原委員 次に、海外移住事業団法の条文についての質問に移りたいと思ひます。ただし、これは逐条審議でなく、たとえば第一条を質問して第五条に行つて、また思ひついて第一条に戻ることもありますから、逐条審議でなく条文の審議という形にしたい。これは委員長にお願いしておきたい。それから、もう一つ高木局長にお尋ねします。私どものところに英文で訳されたものを外務省から送つてきております。そのうちの移住事業団法関係の「ザ・ジャパン・エミグレーション・サービス・ビル」というのは、外務省で刷つたものと思つてよろしゅうございせんか。

○高木政府委員 この事業団法が成立しました暁におきましては移住先の諸国に送りまして十分この性格を認識してもらつたために英訳を用意いたしましたので、これはまだかりに準備していただく次第でございます。しかし、事業団の設立も近いということ、すでに現地に送りまして、各国政府にこういうことをいま考へておるのだという了解を得るためにこれを利用しているのをごさいます。

○田原委員 委員長にもう一ぺんお尋ねしておきますが、逐条審議でなく飛び飛びにやり、また前へ戻つてもよいですね。

○松本(俊)委員長代理 はい。

○田原委員 それから、英文のほうもあわせて疑問のあるものはお尋ねします。これもいいですね。

す。これもいいですね。

それでは第一条に移ります。第一条には、「海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じて一貫して効率的に行なう」と、こういうことが書いてあります。そうすると、すべて事業団一本であつて、従来民間で歴史を持つておるもの、たとえばプロテスタントの日本力行会であるとか、カトリックの日本カトリック移住委員会であるとか、あるいは旅行あつせん業者組合の七社の民間の業務であるとか、あるいはブラジルにありますが農協、それから、ブラジルの現地に在る各県の果人會、それとつながりのある各都道府県の海外協会、全拓連、あるいは南米開発青年隊等は、すべて従来の業績連絡等で仕事は続けるわけであるが、第一条を狭義に解釈すると、今後一貫して行なうというのであるから、すべて海外移住事業団の許可なしにはできないということになるのかどうか。これは当然起こる疑問でありますから、明らかにしておいたほうがよいと思ふ。

○高木政府委員 これは、民間の従来の活動を排除する考えは毛頭ないのであります。移住については、民間の燃え上る自発的な運動として、戦後いろいろの団体が発展してきておるのであります。いま仰せになりましたように、力行会とかカトリック移住委員会とかその他の団体がございまして、こういうものを何もこの事業団が抑圧するのではなくて、国がこの移住を推進するために積極的に金を出して援助する場合に、その国が行なう移住推進のサービスは一本でやつていく。しか

し、これは当然国内においていろいろの民間団体の活動がしやすいように協力していくことになりましようし、それから、海外におきまして、ただいま申されました農協、これはブラジルの団体であつて、日本の法律で日本側が一方的にこれを規制することのできないのは当然でございます。われわれの考えは、これを抑圧する考えは毛頭ございせん。なお、この点は移住審議会の答申にもよくうたれておりまして、この事業団の精神は、答申の精神そのまゝを行なう考えであります。

○田原委員 第一条の援助、指導、振興とは、従来と比べてどこが違うのか、これに対する予算もしくは資金面等についての援助を考へておるのか、この点も明らかにしておらぬわけですが……。

○高木政府委員 援助、指導というのは、従来やつておりましたのが援助、指導でございます。ですから、国が一般的に移住推進のためにやつておるものと、いま海外協会連合会ややつておる事業、及び移住振興会社が行なつておる財政的な援助、この二つを合わせた機能とお考えくださればよいと思ひます。

○田原委員 それから、第三条、「事業団は、主たる事務所を東京都に置く」と、これは、この間も僕は大臣にも聞いたのですが、なぜ一体東京都に置かなければならぬか。なぜ日本に置かなければならぬか。私はやはりおかし

いと思う。似たような例であるから申し上げますが、戦前、満鉄が、本社が大連にあり、東京に支社があった。実際の経営は大連でやっておる。東京は各役所との折衝にすぎなかったものであります。事業団を東京に置いて、従たる事務所をどこに置くことができるというのには、あくまで東京本位にやるというのではない。それで一体現地に徹底した親切的援助や指導や振興ができるか。すべて書面による援助の判断あるいは書面による指導というようなことになるのじゃないか。従来とちつとも変わらぬじゃないか。それなら何も事業団をつくらなくてもよいのじゃないか、こういうことになると思ひますが、なぜ一体東京に主たる事務所を置かなければならぬのか。せつかくつくるのだから、現地中心主義で置くべきだと思ひますが、外務大臣、どうでありましょうか。

○大平国務大臣 田原先生がおっしゃるように、現地重点に運営し、主たる事務所を現地に置くという考え方ももちろんあるわけですが、この事業団は、政府委員がいま申しましたように、移住者の援助、指導を一貫して行なう機関として考えておるわけでごさいます。東京を中心としたままで、首脳陣容は東京においていただくほうが、事業の目的を達するために便宜であると考えたわけでごさいます。しかし、先ほども移住局長から申し上げましたとおり、他の関係民間団体の活動はもとより、現地における活動というものをもちろん促進して、その協力を得て移住事業全体が円滑にまいるように配慮してまいりますことは当然だと考えます。

○田原委員 少し飛ばしまして、今度は第八条に移ります。しかし、この第七条以前のやつはまた明日でも質問いたします。第八条として、「事業団に役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く」と書いてあります。これは、英文のほうを見ますと、オフィサーとしてワン・プレジデントとなっております。プレジデントというのは、われわれが習いしました英語では、総裁、社長、会長というのだと思ひます。日本語の理事長一名というのを直訳しますと、チーフ・ディレクターまたはディレクター・イン・チーフとしなければならぬと思うのですが、何ゆえに英語にたんのうな外務省がこうされたのか。特に外務大臣も英語にたんのうだそうではあります。そのたんのうぶりをここでばはつきりさしてもらいたい。ワン・プレジデントというなら、第八条にも、役員として会長一名、理事長一名と書くべきであつた。こういうふうな英語で書いて出す理由が一体どこにあるのかわかりませんが、お尋ねしたいと思ひます。

○高木政府委員 先生にそういうことを言われて私も注意して見ましたが、理事長がプレジデントとなつておるのではありません。いま訳しましたときの専門家の意見を聞きまして、マネージメント・ディレクターとか何とかでははつきりわからないので、わかりやすいように、この会を代表する人としてプレジデントと訳したということでありまして、これは参考のために訳したのであつて、これは法案でも何でもございませんで、もし誤解を招くようであれば訳を変えていいというふう

に私自身は思つておつたのですが、そういうふうな軽くおとりいただけばいいのじゃないかと思ひます。これは、この事業団の日本語の法律とは全然別個に、どういう性質のものであるかというのを外国に知らすための便宜のためにやるものでありますから、かりに訳したものであります。

○田原委員 いまわれわれが移住の対象としておるのはラテンアメリカでありまして、大体スペイン語、ポルトガル語であります。英語は、アメリカ、ハワイ、カナダ、豪州、ニュージーランドでありまして、わざわざ英語で書かれて、田原、おまえはスペイン語がわからぬから英語にしたぞという意味かもしれないが、われわれもそれぞれ準備をすればスペイン語でもわからぬでもないわけでありまして、英文で書いたものを何ゆえにラテンアメリカ各国に送らなければならぬのか。これは、先ほども川上さんの御質問の中にあつたように、いかにもアメリカにこびて、私のほうは南米にこういう問題を出すのですが、ミスター・ケネディ、あなたはどうか考えるかということではないかと思ひますが、これはいかぬと思ひます。だから、英語で出すことはおよしになつたらどうですか。後日、豪州、ニュージーランドに移住者が行けるようになった場合、それらとの移住協定ができて事業団が活動するときに、海外移住事業団とはどんなものかと言われたときには、こんなものですと英語でやることはいい。いま何をあわてて英文の説明書を持つて行くのか。外務省は実にルーズ千万であると思ひます。したがって、いま局長の言われるように、参考案であるか

ら引つ込めてもいいと言ふのですが、無理に引つ込めませんでも、むしろゼネラル・プレジデントを置いたらいい。そして、マネージメント・ディレクターかチーフ・ディレクターを置いてほしいのでありまして、責任を持つような人を置くべきであると思ふ。むしろワン・プレジデントを残して、そのほかに、マネージメント・ディレクター、チーフ・ディレクターを追加すべきものであると思ひますが、これについては大臣はどうお考えになりますか。

○大平国務大臣 この法案の起草にあたりましては御指摘のような問題がございまして、また、予算の審議の過程におきまして御指摘のようなことを考えたわけですが、これは政府のエンジニアリングでございます。この種の事業団を政府はたくさん持つておりまして、一応、一つの規格として、公社は総裁でいくとか、あるいは事業団は理事長にするとかいうような一つのひな型がございまして。しかし、そうかと申して、海外技術振興事業団なんというのには、会長というものが別にありまして理事長が下についておる事例が例外としてございまして。そのひな型に別に統一したしてゐるわけではございませぬけれども、予算の編成の過程におきまして、あとうべくんば、その事業団のひな型、類型に合ったように考へてくれぬかというふうな財政当局の御希望もありまして、このようにいたしましたわけでごさいます。もとより、いま御指摘のような考え方はあり得ると思ひますし、それが悪くてこちらがよいんだというように私は思つておりませんが、いきさつはそのような

ことでこのような案文にいたしましたわけでありまして、

○田原委員 しばしばわれわれが言つておりますように、海外移住事業は、ほとんど中南米十数カ国を直接の相手とし、また時期来たらば東南アジアにおいても移住が行なわれるかもしれない。また、アメリカも移民法が改正されてもつと割り当てがふえるかもしれない。カナダとも折衝しておると思ふ。したがって、普通のことばにおける理事長という事務の責任者というよりも、やはり総裁、会長といううなものをつくつたほうがよくはないか。これは私の意見であります。たとえば、国鉄にしても、総裁というので石田礼助氏が七十七歳の老体をもつて乗り込んできてゐる。しかしながら、われわれから言わせれば、吹けば飛ぶような島国日本の鉄道にすぎない。それに総裁がおる。しかし、中南米、日本の四十倍もあるところにこれから日本人を送ろうというのに、理事長なんて何をへり下つて日本語で言うか。なおまた、予算関係と申すが、それなら総裁にあつては給料を出さなければならぬ。あなたは大阪出身なんだから、これはやはり全日本国民の注目を受ける意味において総裁か会長を置くべきだと思ふというふうなふうに突っぱねるべきであつたので、理事長をプレジデントとしてごまかすような考えはよくないと思ふ。いまからでもこれを直す必要があると思ふが、いかがですか。

○大平国務大臣 私のほうのお願いいたしましたのは、一応このように案文をきめて御審議を願つてゐるわけでごさいます。こういうことで充足いた

○田原委員 意見はあとにいたしま
す。

續いて第十二条。これは大臣に對する者は、役員となることができない。』一として、『國務大臣、国会議員、地方公共団体の議會の議員又は地方公共団体の長』それから二は職員のことであり、これはなぜ一体國務大臣や国会議員や地方公共団体の議員や長が役員になれないのか。何か悪いことをするという不安感を持つてやっておるならば、重大な侮辱であると思うのであります。第一、任命するという外務大臣自身が国会議員なんであり、それから、国会議員が不適任であり國務大臣が不適任ならば、外務大臣自身が任命することができないわけであり、ます。こういうような規定を置くということは、要するに、官僚の古手を持つてきて間に合わせに使おうというにすぎないのでありまして、従来の各種の公団や事業団がみなそういう形になっておる。そして、いわば国会議員はだめだということだが、国会議員の任期は、衆議院にあっては最長四年、解散があれば六カ月で解散することもあり、参議院は六年と任期を定められて国政に参与するものでありまして、それも、初めからにせ証紙なんか使つて出るのが違つて、まじめに出ておる

同じでありまして、規模も責任も違うのでありますから、あらかじめこういうことをワクをはめておいて、そして自分たちの知った者を送り込もうなうなうて、そんなけちな考えはよくないと思います。せつかくつくられるならと思えば、こういう点をわれわれから指摘されぬように用意しておくべきであったのに、何ゆえに役員になることができないことにしたのか。

してはならない。」、たとえば弁護士これは営利であるかないか、報酬でやるものですね。それから大学教授、これも報酬を得て自分の知識を教えている。あるいは公共的団体の役員。これらに対しては制限があるのかどうか。すべて外務大臣の承認を受けるようになっているのでありますが、外務大臣はこういうふうな範囲まで広げて役員の選考をするべきものであると思ふ。

なおまた、ずっと次の点にいきますと、たとえば事業団が明年あたり香川県支部長というのを香川県知事に委嘱する場合があります。そうすると、役員にはなれぬが、その下の事務員には県知事はなれるというような、これは実に横暴不當きわる規定だと思う。地方の県知事が役員となつて、支部長となつて協力しなければ、募集も何もできません。実際問題として、それならば、彼らに不愉快を思わせるような規定をあらかじめつくっておくことはよろしくないと思う。これは私の意見であります。あなたはあくまでこれを固執されるのかどうか、これもひとつお尋ねしておかなければいかぬ。

○大平國務大臣　そのようにお考え願わずに、私どもといたしましては、役員というのはこの事業団の仕事に四六時中御専念いただくということでございまして、ほかに重要な職を持っておられる方は御遠慮いただくほうが事業団のためじやないかと思うわけでございまして。

なお、国会議員を政府の監督下にある事業団の役員にお願いするなんてことは、国会議員に対するたいへんな侮辱でございまして、国会を尊重するが

が、どうぞごさいませう。

○高木政府委員　ただいま先生のおっしゃった通りでございまして、しながつて、一応できないとございますが、外務大臣の承認を受けるときにはその限りでないということになっております。

○田原委員　本文四十四カ条、それから附則二十四カ条の中に、外務大臣の承認を得なければならぬ、外務大臣の指定を得なければならぬというのが何点あります。ちよつと数えてください。あまり多過ぎてぼくは数え切れなない。まず第三条の２にありますね。第十条にもあります。

○高木政府委員　これは第二十七条ですが、「事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならぬ」と、これは外務大臣の認可を受けることは同様であります。それから、その次の第二十八条の、これらの書類をもそうでございまして。それから、その他の第三十二条の、「事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない」と、こういうことは当然のことだろうと思ひます。

○田原委員　三十四条にもあります。

三十五条にもあります。

○高木政府委員 これも、事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。重要な財産の場合の政府としての最小限度の監督をこれで行つておるわけでありませう。三十五条の職員給与、退職手当の支給の基準を定める場合も、やはり、でたらめをやらせては困るということでありませう。大体そんなものであります。

○田原委員 三十八条は、事業団に対してその業務に関する報告を要求する権限、職員に対して調査のための立ち入り権、それから帳簿・書類その他物件の検査権というのが規定してある。これはそのとおりですね。第三十八条、間違ひありませんね。

○高木政府委員 そのとおりでございます。これはやはり国の補助金なり交付金が出ておるから、最小限度の国の監督はなすべきにはいかなないわけでありませう。

○田原委員 そんなに認可、許可、それに立ち入り検査等がなじがらに縛るならば、いま移住局がありますから、事業団をやめて、旅行免許は旅券課、業務は業務課、それから援助・融資等は振興課、全般の計画は企画課がありますから、何も事業団なんかつくる必要はないじゃないですか。事業団をつくつておいてだれかを入れるのに、犯罪を犯すかもしれないという疑いのものに、あらゆるものを認可、許可で縛りつけ、しかも立ち入り検査までして、一体一流の人物が来ると思ひますか、どうですか。

○高木政府委員 ただいまの国の監督

は、一応国としては免除するわけにはいかないところだと思ひます。これは私国会の決算委員会でもういふんきびしくいろいろ言われるのですが、当然であらうと思ひます。ただ、運用におきましては、これは十分心がけてやるということが必要であると思ひます。先ほど先生から満鉄のごとく現地に本社を置いて自由にやつたらしいじやないかという御意見もございまして、この考えにも触れておるのだからと思ひますが、戦前のような、軍の費用が大きくなつて、自由に使えるような金があるならば、かなりいふ言われたいようなこともできると思ひますが、今日においてはそういうことはなかなかできないのだ、そのように了解いたしておきます。

○田原委員 先ほど私の意見を申し上げたときに、ことばが足りなかつたのですが、現地に本社を置いた場合、放任しろと言ふのじやないわけですね。たとえば、外務省から定期的に会計課長が調査に来るだろうし、また、大蔵省の主計局も定期的にきたらよろからうし、会計検査院も来るのでありまして、そういうふうに現地に重点を置くというのには、最高首脳者が現地にすわつておるといふことが在留民に対していろいろな点でいいから言つてゐるのでありまして、はるかに遠い日本の東京におつて、そして指導するといふのはよくないというところから言つておるわけですね。これは議論ですから、私は議論して勝とうというのじやなく、そういうふうな考へておるのです。次に、第四十一条、「外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。」と書いてあり、いろいろ並べてありますが、協議がととのわるときはどうするかというところは書いてないのです。それから、その次の2、「外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。」と、文章だけはすなおに書いてありますが、争があつたり、とかく、各省なわ張り競争があつたりを言つてゐる場合には協議だけでは何も解決できない。

（松本俊）委員長代理退席、委員 長着席

現に、終戦後の海外移住に関しまして、連絡協議会のごときものを各省間につくるにしても、実際は意見の開陳にすぎないので、決定権がどこにもない。いんや、予算に関する問題等は大蔵大臣に協議しなければならぬといつても、協議がととのわないうときには大蔵省の指定に従うのですか。そこに調整機関というものが何も書いてない。また、現実、農林省は農業移民を出そうとしておる。建設省は建設青年隊を出しておる。しかもまた労働省は炭坑離職者を出さうという計画もあると思ふ。そういう場合に、それは多過ぎるか、それじや外交上のあれになる、じや勝手にしろといつて引つ込んだ場合にはどうなるか。せつかく移住をやりたいといふことで、どんなことを進めていくときに、協議をしなければいかぬといふけれども、この協議に対する最終決定権を持たずに、一体できるのか。現地の新聞を見まして、農林省と外務省と百年戦争と書いてある。決して喜ばしいことではない。それだけの意見の違いがあるのだらうかと思ふが、それを調整する機能

がどこにもないというのは、この条文は単なる空文になるのではないか。これは外務大臣のお気持ちで聞いたほうがいいと思ふのです。

要するに、この間各省関係官を呼んであなたにいろいろ聞いてもらいなうというのを聞いてもらいたかつたからです。したがつて、それらの省が、ああ外務省がやるなら勝手にやらせろ、お手並み拝見、おれのほうは関係ないぞといふことになる、さあ医者も行かぬ、学校の先生も行かぬ、技術者も行かぬといふことになる。これらを気持ちよく行かせるようになければならぬ。協議機関の点について、協議がととのわないうときは総理大臣これを決すとか、何かあれば別です。なぜそういう決定機関をつくらなかつたか。これは一番重大だと思ふのです。お尋ねしておきます。

○大平国務大臣 政府関係機関と政府との間の認可、承認、報告、検査、こういうことと、それから政府内部における主管大臣と他の大臣との関係についての御質問でございますが、私どももいたしましては、一応考えられる場合、最小限度の関係を規制しておくといふことで起草いたしましたわけでございますが、いま御指摘の協議がととのわないう場合に始末をどうするのだといふことでございませうが、これは、慣例上、協議がととのわなければ事が進まないといふことになつておられます。ただし、協議がととのわないうことは事実上あり得ないことでございまして、関係大臣が合議体としての閣僚会議を持っておりますし、総理大臣のもとで政府の意思決定をするわけでございます。

いますので、いまの当然の仕組みとして、協議がととのわないう場合の最終的な決定は、もとより閣議にはかかるといふことになるわけでございますが、そういうことはめつたにないことで、この規定で現実には動くものと思ふのでございませう。

それから、第二点として私が考えておりますことは、農林省との間の問題にいたしまして、いま先生が言われたように、過去におきましていろいろいきさつのあつたことは私もある程度承知をいたしておりますが、これはお互い役所の間の信頼の問題でございまして、一つの省がいい、一つの省が悪いといふわけではなくて、根本はやはり信頼関係を推し進めなければならぬと思ふのでございませう。したがつて、私の基本的な考え方は、事業団といふものを一つにつくらしていただくまじして、一つの仕事をとおかせたきまして、外務省が主管省だからほかは排除してもこの事業をやつていくといふことでなくて、各省が協力して事業団といふものををつくらして、仕事をまかしていくというように、そしてお互いの省がそれぞれ含むところなく信頼関係ができるようにいたしたい。そのような精神が育つてまいりますと、法律の運用そのものも円滑にいくと思ふのでございまして、そういう空気、そういう精神状況を何としてもつくらなければならぬ。これは虚心に考へておるわけでございます。そのように農林省にもお伝えし、私の部内にもそういう気持ちになつてもらいたいといふことを指示いたしておるわけでございます。

○田原委員 またちよつと前に戻りま

す。第四章第二十一条第七、「移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。」となつておりますが、その費用は一体どこから出すか、これは書いてない。従来海外移住振興公社が現地で土地を買いますその中には、山あり、谷あり、さまざまな地形であり、それを大体区切って何町歩ずつ割り当てます。道路をつくらなければならぬ。橋もつくらなければならぬ。そういう費用を全部売り値段にかけて売っております。ずいぶんぜいたくに調査をしたりいたしますものですか、これが純民間で土地を本人自身が買つておるならば節約して費用も安くいくのでありますけれども、大ざつぱにやつておる。その造成費用というものをみなかけて、百円で買ったものを百五十円で売るといふかっこうになるわけです。今度のこの点について費用をだれが負担するかというところは書いてないのです。事業団がたとえば第七の土地の取得、造成、管理等に対して費用を見る、そうして買った値段でこれから入植する人に耕地を売らなければ割り安にいくわけですから、こういうことについても明瞭でありません。どんなものですか。

○高木政府委員 ただいまの点は、従来の移住会社について大いに批判されたところをごさいます、かかった費用を全部移住者に負担させるというたてまえであつたのであります。しかし、今度の事業団は、その点は非常な変化でございまして、そういうような管理費とかあるいは調査費とか、こういうものは国の金でやるのだ、つまり、国の援助の部面になりまして、移住者からもうるのは、土地代とかその他最小限度の費用をいただくのであつて、管理費についても、従来は移住会社の一般管理費も移住者に転嫁されてたわけですが、今度はそういうことでなくて実費で分譲するというのが根本的な考え方でありまして、その点は非常な進化であると思ひます。

○田原委員 その二十一条にはそういうふうには書いてないのです。ただ、要するに、「次の業務を行なう。」といふふうにあります、いまの局長の御答弁の中にも、最小限度の費用をつけ加えるということがあつた。国会の答弁で最小限度となつておつても、現実にはブラジルの山奥やパラグアイの山の奥で土地を買うときには、これだけの費用がかつたのだからこれだけでなくて売らぬといふふうには言われればそれまでです。御承知のように、計画移住は、土地を見ないで、日本におりながら幾らかの金を前払いする。そうして、家族を連れて現地へ行つて、それから自分の土地を見るわけですが、その際、その近所にある、たとえばドイツ人の移住地であるとかあるいはイタリア人の移住地を見て、安いじゃないかと言つたときに、これは造成費がかつてゐるから日本側ではこれだけで売ると言われたらどうにもならぬ。だから、今あなたが言明されたようなことはそんな悪いことではないと思ひます。それならそれで、すべての造成費は国が負担する、あるいは事業団が負担するといふようなことを明瞭にすべきであつて、それがいいのはおかしいと思ひます。

○高木政府委員 ただいまの点は予算で取つております。したがつて、その範囲内でやるので、どこまでの費用を国が持つかといふことは、この法律ではこまかく書けないのであります。しかし、少なくとも、従来の移住会社では全部の費用は移住者に転嫁するといふたてまえであつたのであるが、それではうまくいかない。また、移住会社が相当巨額の赤字にならざるを得なかつた理由もそこにあるわけでありまして、そういうような欠点をなくするために、今度の事業団といふものは、移住地事業を会社の融資とかいふゆる金融ベースから切り離したわけでありす。

○田原委員 それでは、次の二十一条の八ですが、「海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者に対し、云々とありますが、一体なぜ商業といふことばをのけたのか。御承知のように、ずっと奥地の村へ行きますと、食料品店、農機具店等が必要であります。民間でやつておるものもあり、また協同組合式でやつておるものもあるわけですが、資金の必要な点におきましてはむしろそういうところが必要なんです。農家は収穫のときでないと金がないから、前借りしなくちゃならぬといふことがある。したがつて、商業を全然除外したといふことが私は納得がいけない。ほかのところにもこういうことがありますが、これはどういう考えですか。

○高木政府委員 「その他の事業」でその必要な商業あるいは商業機能の活動を援助できることになつております。移住者の発展のため、移住者及び移住者団体が農業、漁業、工業その他の商業関係も、必要な場合にはこの事業団が融資できるというたてまえであります。

○田原委員 外務大臣に御注意いたしますが、移住は移住事業団がやる、それから、現地に定着して事業をやる者には別の機関でやる、技術者が海外へ行くのは海外技術協力事業団でやるというように、日本からは三通りに専門的に分けてゐることが非常な弊害だ。ある技術者が行つてそれが商人になつてもある場合もある。また、ある一定の時期がたつて子供が大きくなつたら工場を持つ場合もあるのですから、こういう点、通産省は技術協力事業団を、外務省は移住事業団をといふような縦割りの国内行政を海外に持ち込むといふことは弊害がある。でありますから、むしろ事業団をつくらずに、海外技術協力事業団等を少し広げるか、資金面については輸出入銀行にそういう別枠を設けるかといふことが考えられるのであります。それにとかかわらず特に事業団をつくらなければならぬという理由が、私は先になつて必ず不便を生ずるのではないかと思ひます。相当大きくなつたものは一切融資せぬといふのか、営業だけに限るのか、そういう点を私も不安に思つておる。現地の人もそう言つておる。ですから、まづみてみますと、農業であれ、商業、工業、運送業、何でも援助してやらせるといふならばこれはわかるのであります。それは事業団の仕事じゃない、こうなりまして、どこにも持つて行き場がないといふことになるのではないかと思ひます。

○高木政府委員 この第八号は、従来移住会社がやつていたことをうたつてあるだけあります。それから、さきの

午後五時十分散会

外務委員會議録第十七号中正誤

ヘシ段 行 誤 正

二五 末よ ラバツキー ラバツキー

外務委員會議録第十八号中正誤

ヘシ段 行 誤 正

一〇四 六邦人 法人

外務委員會議録第十九号中正誤

ヘシ段 行 誤 正

セ三 末よ こらいう こういう

ハ三 三 權利主義 權利

〃 〃 末よ 交換

外務委員會議録第二十号中正誤

ヘシ段 行 誤 正

ハ四 三 通送 運送

九一 末イ パラグラア パラグアイ